

(栗塚報告委員) 轉貸ヨリ第三者ニ對抗スルコトヲ得ルヤ否ヤノ問題ヲ耕作人地主カ地所ヲ賣タトキハ矢張り借リテ居ル者ハ依然トシテ居ラル、ヤ否ヤ、若シ人權ナラ、居ルコトハ出來マセン
(大尾崎委員) 實際チ云フト、地主ガ代ワテ其耕作人ヲ逐ヒ拂フコトハ出來マセン

(栗塚報告委員) 出來ヌノハ物權デアリマス

(熊野報告委員) 出來ル方ガ本則デアリマス

(栗塚報告委員) 人權トシテ置ケハ結果ハ何時デモ立退クトシナケレバナリマセン

(笑作委員) 詰リ賃借人ハ義務ガアル、其義務ハ向ウニソレヨリ餘計ナ權利チ地主ニ渡スコトハ出來ナイカラ買タ者ハ元トノ義務カ付テ來ルト論シテハイカンテスカ

(栗塚報告委員) 抵當ニテモシテアルト宜イガ、抵當チ付ケヌカラ憂ルノデス、私カ貴君ニ家チ賣テ、家ハ抵當ニナツテ居タトスル、抵當ハ物權タカラ家ニ付ク、若シ抵當カ付カヌナラ、一向知ラヌト仰シヤツテモ宜シイ、其理窟デ、小作ニ付シタ物チ賣タラ矢張り小作カ付クガ、物權ダカラ付クト云フ方カ説キ明スニ宜シイ

(熊野委員) 其方カ説キ明シカ易イト云フ丈ケデス

(委員長) 一體礦部ハ建議ニ反對シソレカラ熊野井上ノ人權論トシナケレハナリマセン

(松岡委員) 人權トスルカ物權トスルカデアリマスカ私ハ大體ハ熊野ノ説ノ通り賛成デアリマス、何ノ爲メニ人權ト物權ト云フコトカアルノカト考ヘルト元トハ天然自然テ世ノ中ノ公益上ノ如何ト云フノカラ起スノカ第一ノ話デアロウト思ヒマス、多少物ニ依

テ地面ヤ家ヤ何カハ物權ニシナケレハナラサルモノモ人權ニシナケレハナラサルモノモ幾ラモアルガ、詰リ世ノ中ノ必要ニ應シテ、公益ヲ保護スルガ、第一ノ目的テアロウト思ヒマス、所チ動産不動産チ問ハス、悉ク物權トスルト、餘程今日ノ場合ニ觸レルモノガ多クアロウト思フ、ソレニ物權ダト云フ論チスル人ハ多ク不動産チ例ニ出シ、報告委員ノ先刻カラノ論モ土地ノ賃借、家ノ賃借チ重モニ例ニ出シマスルカ賃借ト云フト、皆ナ遁入ラナケレハナラサル譯テアリマス、左様シテ見マスレバ家モ地面モ何所チ要用トスルカト云フニ、物權トシナケレハ、前ノ持主カ代リタル時分ニハ勝手ニ取ラレテハ困ルト云フ、外ニ人權ト差シテ變ハルト廉ハナイ様テアリマス、私ハ總テ人權ト云フモノニシテ置キ、左様シテ唯登記チ爲タナレハ第三ノ人ニ對抗カ出來ルト云フ、佛蘭西、伊太利ノ如クニ設ケラレ、登記ノ仕方モ違ヒカ生スルモ詰リ

物權ニシテ置キマシテモ、法律ハ物權ノ部類ハ入レルカラ、何所デ對抗カ出來ルカト云フト、買入シタ不動産モ登記廣告チ爲ナケレバ、第三者ニ對シテ效力ナイトスレバ、何所へ入レテ置キマシテモ、第三者ニ對抗スルニハ登記法チ以テスルガ、一番ノ標準ニナツテ居ルカラ、一体ノ所ハ人權トシテ、左様シテ土地ノ賃借デモ、家ノ賃借デモ、公然之チ登記シタラハ第三者ニ對抗カ出來ルト云フ丈ケテ設ケテ置ケバ、實際ニモ出來様シ、法律上ニモ差支ナイコトテアロウ、ソレチ一ト括ノニシテ物權ニシナケレハナラサル理由モナシ、又人權トスルカラ土地モ持主カ代ハレハ勝手ニスルト云フ理窟モアル筈ハ御座イマセンカラ、本體ハ人權トシテ左様シテ土地家屋モ悉ク借人カ登記シタラ、其權利ハ第三者ニ向テ對抗カ出來ルト云フ備條サへ設ケレハ、差支ナイト思ヒマス
(元尾崎委員) 登記サヘスレハ復タ貸モ出來ルノデスカ

(松岡委員) 左様デス

(元尾崎委員) ソレハ一ノ問題デスナ

(松岡委員) 人ニ向テ對抗スルハ登記ノ上ニアルノデス

(南部委員) ソレハ間違テ居ハセンカ

(磯部報告委員) 左様スルト、物權人權ト云フ區別ハ要ス様デス、何テモ第三者ニ對スル效力ハ物權ノ妙所デアルカラ、買買トカ何トカ直接ニ行フトキハ何ト云フカ、凡ソ法律ノ對人權物上權ノ區別ハ、第三者ニ對抗スルヤ否ヤカラ出ルノテアリマスカラ、之ヲ人權トシテ置キ對抗力出來ルトシタラ宜シイ云フハ、便利テハアリマスガ、詰リ折角對人權ト物上權トチ分ケテ其根據カ立タサル様ニ思ヒマス、先程カラ承ハレバ、佛蘭西法律ト云フガ、賃借權ニ關スル法律ハ曖昧ナ法律デアル殊ニ千八百五十五年登記法ヲ以テ、不動産ニ關スル賃借權ヲ登記セシムルコトニナツテカラ賃借

權ニ付テハ、物上權ト對人權トノ區別ヲ現ハシメ利益カナクナツテ、今日ハ全ク物上權トナツタノデ、學說ハ一定シテ居リマス之ハ慮ハ咄ケヌ、報告委員ニ聞テモ左様デス、物上權對人權ト分ケテ何時迄モ對人權ノ性質ヲ負ハシメタモノテナケレハ分ツタ利益ハアリマセン、大体ヲ人權ニスルト云フハ分ラヌ、即チ原則ニ及シタ法律ニナリマス、此コトニ付テハ佛蘭西法ハ栗塚君モ云ハレタガ、法律カ進歩ノ定マラザル前ニ、佛蘭西法ハ勢力アツテ行ハレテ止テ得ス、人權トシタガ、第三者ニ對スル效力ハ賃借權ニ付テハ之ヲ人權トスルモノテナイノミナラズ、總テ物上權ニ付キ物ノ上ニ直接ニ行フ權利ハ誠ニ結構デアリマス、併シナカラ物上權ノ純粹ノ旨味ハ第三者ニ對抗シ得ルノテアリマスガ、大体人權トシテ物上權ノ旨味ヲ付ケルト云フハ、百年前ニモ法律學ハ開ケテ居タロウガ完全ナルモノデハアリマセン、殊ニ佛蘭西法千八百五

十五年以來物權ト云フニ今之ヲ人權トシテ物權ノ旨味ヲ付ケルハ
ドウカト思ヒマス

(松岡委員) 佛蘭西ハ模範ダカラ、佛蘭西法ヲ云ハナケレハナラ
ン、又用收權ノ時分ハ羅馬^法以來アルト云ヒ、又都合ノ悪イ時分ニ
ハ、百年前ノ開ケナイ時分ノ法律ダカラ取ルニ足ラヌト云フ、時
々都合次第テ云ヘルコトハ云ヘルケレトモ、私ハ勿論學理論ヲ云
フマテモナイガ、兎モ角モ質貸借ニハ動産ト不動産トアル、然ル
ニ今ノ通り悉ク物權トスルト、總テ動産モ其通りニスル、左スレ
ハ物權ト云フハ誰ニモ逐ヒ馳ケテ行ケルカ、動産物ヲ賣テ仕舞ヘ
ハ逐ヒ馳ケルマカ出來ザル場合ニナルデアロウ、然ラハ物權トス
ルニシテモ悉ク物權ノ扱ヒカ出來ルカト云フニ決シテ出來マセン、
又良シ百年前ガ二百年前ノ法律ニシテモ、其時世ニ適當シテ害ノ
少ナキモノハ用ヒテモ構ヒマセン若シ今日出來ル法カ皆ナ新様ニ

民再二ノ二〇〇

ナツテ現在獨逸法ヤ白耳義法杯ハ役ヲ爲ナイト云ヘハ如何デアリ
マシヨウソレモ悉ク質貸借權ヲ物權トハ致シマセン又之ヲ物權ト
シナケレハ、原則カ立タスト云フガ、一家ノ著述ハ一家ノ言ヲ立
テナケレハナラヌコトノ差支ハアルカ知レンカ、畢竟質借スルハ
「何ヲ質借スルトキハ云々」 「何ヲ質借スルトキハドウ」ト法律
カ適宜ニ設ケサヘスレハ立法者ノ本意ハ達スルノタロウカラ、物
權トヤツタヤトテ、百ガ皆ナ同一ノ扱ヒカ出來ルカト云フテ決シ
テ出來マセン現在用收權ト質貸借權ハ進行ノ違ウモノデ、質貸借
モ動産不動産ニ依テ異リ、又國ノ習慣モアルカラ、部類ヲ分ケテ
體様ナモノハ斯クト云フハ差支ナイコトト思フ、又今迄ノ所デ見
ルト通常ノ質借ハ家屋ハ何時ニテモ立退クト云テ、何時テモ立退
ケラレタノデアリマスソレカ近年ニナツテ、左様ニハサセヌ様ニ
ナツタ裁判例モアリマス、元來物權人權ト頭マテ大別シタ習慣ハ

ナイガ、頭マテ區分チ分ケタカラ徹頭徹尾同一ニ扱ハナケレハナラント云フモ、ソレハ出來ナイニ依テ、原則ハ違フモノト學者ハ云フカハ知レンカ、私ハ實際ニ敢テ差支ナイ見込ハ、貸借ハ相對ノ契約上ニ止マツテ居ル、公益上カラ地所又ハ家ハ第三者ニ對抗スルノハ登記シテ置ケハ役ニ立チ、ソレテナケレハ借家人カ居ロウトモ、家ヲ買テモ一向顧ミナイコトニシテモ致シ方カナイ、原則ヲ動かスト云フコトハ苦シクナイ、一ツ極メテ何モ儲モ儲ルト云フハ行ハレマスマイト思ヒマス

(磯部報告委員) 松岡先生ノ御説ヲ聽クト原則カ貫徹シナイト云フ、如何ニモ御尤モデス、併シ原則ヲ、ドウシテモ設ケテ、先ツ都合好ク往カナイトキハ都合好クシナケレハナランガ、今日物權ナラ物權トシテ並ヘテ書イテ、抵觸モナシ、差支モナク行フコトカ出來ル様シテアル、ソレチ原則カ欠ケテハ面白クナイ、ソレヨ

リモ之チ人權トシテ登記シナケレハナラナイト云フニ付テハ其理由カナケレハナラント考ヘル、其所ハ先程カラ承ハルニ唯タ外國モ同様ダカラ人權ガ宜カロウト云フ様ナ論テアリマスガ、「ローラン」ノ云々通り人ハ原則ニ依テ支配サレルモノデナイカラ之ヲ變ヘルト云フニハ重大ノ理由カナケレハ變スベカラサルモノト思ヒマス、又今動産ニ付テ物權人權ノ追求權カナイデハナイカト、ソレハ勿論デアリマスガ、之ハ貸借權ノミナラス賣買ニシテモ、其通りデ、動産ニ付テハ追求權ハナイ、之ハ如何ニ法律ヲ改正シテモ動産ノ弊ハ防ケナイ、動産ニ付テ追求ノ出來ザルハ佛蘭西ノ二千二百七十九條ヲ適用スル場合ニ於テ即チ期滿所得ノ適用ニ依テ、追求權ハナイノデ、理窟カラ云フト、十分追求權ハアリマス、即チ惡意ノ者ガアツテ情ヲ知テ持テ居レハ追求ガアルノテス、總テ賣買贈與デモ動産ニ關係シテハ同シテアリマスカラ、動産ニ付

キ追求権カ行ハレナイカラ、質借權チ人権ニシテ宜イト云フニ至
テハ少シ無理ヲハナイカト考ヘマス

(委員長) 南部君ハドウデスカ

(南部委員) 私ハ之ハ物權ト人権ノ詰リ中間ニアル様ナモノテア
ルト思ヒマス、其質貸人ガ義務チ持テ居ル所ノ邊カラ考ヘルト、
成程熊野君ノ御説ノ通り人権ト云フ所モアリマス、又第三者ニ對
抗スル裏カラ考ヘルト、物權ノ性質チ持テ居ルカラ、之ハ物權ト
スル方ノ説カ理カアリ、又人権トスル方ノ説モソレ丈ケノ理ガア
リ、兩方トモ一理アル譯チアリマスカラ、何方トモ決定スルニ苦
ム場合テ御座イマス、併シ之チ物權トシテ今日歴然タル弊ガアル
ト云フコトハドウモ見ルヘキコトカ御座イマセン、就テハ矢張り
此案ハ原案カ物權ニ出來テ居ルモノダカラ、此儘ニシテ置キマシ
テ、差支アリマスマイト思フ丈ケチアリマス

民権二ノ二〇一

(西委員) 私モ南部先生ノ説ト同説チアリマス、一体物權人権ト
云フニ至テハ、磯部ノ説モ熊野ノ説モ御座イマシテ、到底之ハ或
ハ物權トモ定メラレサル理ガアルカハ知レマセンガ、併シナカラ
之ハ人権チ押し通シテハ参リマセン物權チ幾分カ支ヘナケレハナ
ランコトハアルノテス、今日物權トナツテ居テハ不都合カアルト
云フ様ナコトハ或ハアルカハ知レマセンガ、併シナカラ夫レハ栗
塚先生ガ云フ通り、反對ノ契約カ出來ルノテアリマスカラ、ソレ
デ一向其害ハアリマスマイカト思ヒマス、故ニ矢張り此原案ハ物
權トシテ差支ナカロウト思ヒマスカラ此儘チ宜カロウト思ヒマス
(委員長) 村田君ハドウデスカ

(村田委員) 實ハ動産ト不動産ト分ケルコトガ出來レハ宜シイガ
容易ニハ往キマスマイ、ソレカ分ケラレナイナラハ矢張り此儘チ
(ボアソナード)ノ起草ノ通りシテ宜シイト思ヒマス、實際チ考

フルニ格別物權ニシタカラト云テモ、弊ノアルト云フコトハ見ナイ様デアリマス、中々之チ人權ニスルトカ云フト、容易ノコトテハ出來マスマイ、皆物權ノ説ニ出來テ居ルカラ、先取特權杯ト云フコトモアリ、總体ニ改正スルト云フニ至テハ、容易ノコトデハ出來マスマイト思フ、今度今村君カラ出タノハ一週間位テ案ガ出來ル様デスカ、中々此通り出來ルト宜シイガ、出來ナイト云フト、兼テ當年中ニ議シ了ト云フノモソレガ爲メニ出來ナイコトニナルト思ヒマス、ソレニ「ボアソナード」カ熱心デ物權トシテ設ケタモノチ、今人權ニシテモ、此先キニドウ云フコトカアツテ、尋ネルコトガアリマスマイモノチモナイ、然ルトキハ此後同人チ頼ム様ナコトガアツテ其時不都合カアツテモナリマセン、人權ニシナ

ケレバ不都合ト云フナラ仕方カナイガ、何モ人權ニシナクツテモ、不都合ハナイカラ、何卒原案ノ通りニ置キ度ク、磯部氏ノ説ニ左袒致シマス

(委員長) 渡サンハドウテスカ

(渡委員) 私ハ人權ト定メ度イ希望デアリマス、其理由ハ追々先刻來人權論者ガ演ベラレタカラ、私ハ更ニ他ノ理由チ提出スル程ノコトモアリマセンカラ、演ベルニモ及ハヌ、人權ニ定メラレタイノデアリマス

(横村委員) 私ハ原案デ宜シイト思ヒマス

(大尾崎委員) 私ハ御説明カラ彼レ此レ考ヘルト、矢張り人權カ相當ト思ヒマス、加之ナラス物權ニシテハ今迄ノ慣習トモ違ウコトガ多クアリ已ニ借タ物チ其者カラ復タ他へ轉シテ貸スト云フ様ナコトハ、田地或ハ家ノ賃借デモ今迄ハ左様云フコトハ決シテア

リマセン之ヲ物權トシテ勝手次第ニ借タ者カ第二ノ人ハ復タ貸シ
スルト云フコトハ甚タ混雜スルノミナラス大ニ慣習トモ違ヒマス、
是程苦シキ六ヶ敷イモノヲ見スマ々物權トシテモ益ハアリマセン
(委員長) 其所ハ悉皆人權ニスルト云フノト、ソレカラ熊野ノ云
フ所トハ違ヒマス

(大尾崎委員) 違イマスガ、何レ物權トスルト、今ノ(ボアソナ
ード)ノ草案トハ違ウノテアリマス

(委員長) 貴君ハ純然タル人權ニシ様ト云フノタネ

(大尾崎委員) 左様ヲ御座イマス

(南部委員) 人權トナツテモ復タ貸シスルコトモ出來ルノデス

(大尾崎委員) 人權トナツタラ元トノ貸主トノ承諾ヲ經テ貸スノ
デアリマシヨウ

(南部委員) ソレハ何所ニアリマスカ、左様云フコトハ見ルコト

ハアリマセン

(大尾崎委員) 物權ニナツタラハ借タ人ハ承諾ヲ經ナイテモ復タ
貸シテモ宜イノテシヨウ

(南部委員) 左様ニ解釋ニナツタラ恐ラクハ違ヒマシヨウ、物權
人權ノ區別ハ唯第三者ニ對抗スルコトノ出來ルヤ否ヤノ所テアリ
マスカラ、ソレハ別テアリマス

(栗塚報告委員) 尾崎サンハ小作人カアツテ貴君ノ地主ヲ買タト
キハ立退ケト云ヘルカ否ヤテ御座イマシヨウ

(笑作委員) 佛蘭西ノ様ニ買主ニ對抗スルコトハ出來ヌト云フノ
デスネ

(尾崎委員) ソレテ宜シイ

(南部委員) ソレハ別論デアリマス

(松岡委員) 人權トスル、物權トスルト云フガ、人權ニシテモ動

三
本
學
術
振
興
會
産不動産トモ第三者ニ對抗スルト云フコトハ謂ハレナイ、結果ハ
ドウナツテモ、永小作ノ如キハ多少違ウノテ御座イマス

(委員長) 純然タル人權デ、往ケルカト云フニ、所ニ依レバ物權
ノ取扱ヒモ受ケルト云フカラ論カ起ルノデ、人權タリ物權タリト
云フ論ト、其中間チ往クト云フ論ト三ツアルガ、熊野ノ論ハ佛蘭
西流義ノ理窟チ行キ、人權ト名ツケルカ所ニ依レハ物權ノ取扱チ
シヨウト云フノデス

(光妙寺報告委員) 人權ノ結果カ重モ擧ケテアリマス

(西委員) ソレハ交ジツテ居ルニハ相違ナイ

(元尾崎委員) 松岡君ノ説ノ如ク或ル場合ニ物權チ出來ルトシテ
世ケバ、今日ノ習慣ニモ反セス、一体理論上デモ宜シイト思イマ
ス

(委員長) 實際人權ト名ツケテモ、(ボアソナード)ノ草案ノ様

民再二ノ二〇五

ニシナケレハナラン、物權ト名付ケテモ此通りダカラ實際ニ適用
スルニハ餘程講究シナケレハナリマセン、ソレチ論議スルト面倒
デアリマス

(渡委員) ソレハ左様ニナリマス、一種ノ論テアリマスカ、原案
ニモ拘ハラズ、建議ニモ拘ハラズ、一種ノ説カアリマス、ソレハ
尾崎サンノ説テアリマスガ、サテ物權人權ト唱フルガ建議者ノ草
案ニハ、人權物權トモ云フテモ結果ハ異リマセン、ソレカラ徹頭
徹尾人權ト云フノト(ボアソナード)ノ起草トソレカラ建議案ト
ノ區別チ立テナケレハナラサル様ニ思ハレマス

(松岡委員) 左様ニ不都合チモアリマスマイ建議カ宜イカ(ボア
ソナード)ノ案カ宜イカデス

(南部委員) 尾崎サンノ説ハ左様テナイ

(大尾崎委員) 建議者ノ説ノ通りテアリマス、慣習上ニモ違フト

云フノデ、ソレハ建議案ニモアルガ、私ノ論ハ其所カ悪イト云フ
ノデアリマス

(渡委員) 要スルニ建議案ニ同意デアリマスカ

(大尾崎委員) 固トヨリ左様テス

(委員長) 尾崎サンノ論ハ賃借人ハ他人ニ貸スコトハ出来ナイト
云フコトヲ最初論カアツタノタカラ、其所ヲ能ク考ヘナイト、第
三者ニ對抗スルコトヲ得ルカ否ヤハ畢竟人權物權ノ區別テ、大體
人權トシテモ、第三者ニ對抗スルコトヲ得ルトスレハ矢張り物權
デアリマスカラ

(大尾崎委員) 細カニ論スルト、地上權デ、屋敷ヲ借テ家ヲ建タ
モノハ、矢張り物權ノ性質ヲ持テ第三者ニ對抗カ出来ル様ニシタ
イト思ヒマス

(委員長) ソレテハ家ヲ借テ居ルノハ如何シマス

(大尾崎委員) ソレハ復貸ヲサセナイ

(笑作委員) 後チニ買タ人ニ對シテ賃借權ヲ主張スルコトハ出来
ルヤ否ヤ、仰セラレテ宜シイ

(大尾崎委員) ソレハ永借權トカ地上權トカ得テ居ルモノナラハ
第三者ニ對抗スルコトヲ得ルトシテ宜シイ

(笑作委員) 委員長ノ家ヲ私カ借テ居ル、所ヲ委員長カ其家ヲ賃
借ニ買タノデ、宜ウ御座イマスカ、其場合ニ所有權ハ貴君ニ轉シ
タノデ、之ニ依ルト、私ハ賃借主タカラ所有者カ代ツテモ、矢張
リ私ハ山田サンカラ借タニシロ、矢張り借テ居ルト云フ權利ヲ貴
君ニ向テ言ヘルノカ、言ヘナイノカ

(大尾崎委員) ソレハ言ヘル、ソレハ約束ニ基クカラ云ヘマス

(委員長) 約束ノナイ場合テス

(大尾崎委員) 對抗サセル方テス

(委員長) 其所ハ物權ニシヨウト云フノデスネ

(大尾崎委員) 必ラス左様論シナイテモ宜シイト思ヒマス、ト云フモノハ元來人ニ貸テアルト、家ナリ土地ナリソレチ又貸主カ買レハ即チ買タ人ハ義務付キノモノヲ買タノテ、貸テアルコトハ知リナカラ買タノテアリマスカラ、前ノ所有者ノ通りシナケレハナラン、必ラス物權トシテ人ノ權利ヲ取り上ルト云フコトハ宜シクアリマセン

(西委員) 人權ナラ左様ニナルノデス

(大尾崎委員) 人權ナラ斯様ニシナケレハナランコトハナイ、人權ハ斯様ニスル、物權ハ斯様ニスルト云フコトハ出來ナイ

(元尾崎委員) ソレハ何方ニシテモ結果ハ左様ナルノデス

(笑作委員) 尾崎サンノ説ハ分テ居ル、建議者モ矢張り對抗カ出來ルカ、併シ人權ニシテ置テ對抗シヨウト云フノテアリマス

民再二ノ二〇七

(委員長) 分テハ居ルノデス

(元尾崎委員) 物權ヲモ宜イト云フ説ヲ聞クニ、折角案ヲ立タニ殊更ニ直スハ大層ナルコトナリ又、要用デナイカラ、結果ハ強テ害カナイカラ此儘ニシヨウト云フ考ヘカ、餘程勢力カアルヨウニ思フカ、之モ已ニ建議者ハ七日経テハ出來ルト云フタカラ、先ツ起案ヲサセテ見タラトウデスカ

(松岡委員) 二十四五日ノ日子カアレハデス

(南部委員) 人權ニシテモ效ハアリマセン

(北畠委員) 私ハ今村君ノ説ハ此中ニモアリ物權トシテ置キマシテモ、人權ヲ行クモノモアリ、人權トシテモ物權ノ扱ヒチシナケレハナラヌモノモアルカラ、人權トシテ置キ、左様シテ物權ノ扱ヒニシナケレハナランモノニシヨウト云フハ、大ニ學説ニモ相應スルカラ、今村ノ説ハ採用ニナツテ然ルヘキモノト考ヘマス

(清岡委員) 私ハ人權論ヲ御座イマス、詰リ學說ハ兎モ角モ簡様

ナコトハ廣ク見テ宜シイ、今日之ヲ物權ト云フハ人ヲ驚カスカラ

先ツ數ノ多イ方ニ置テ宜イ、矢張り人權カ宜シイト思ヒマス

(委員長) スルト建議者ノ意見ト同シテスカ

(清岡委員) 左様テス

(委員長) 所テ、熊野ノ說ノ如ク人權ニスルト(ボアソナード)

ノ案ノ中賃貸權ヲ抵當ニスルコトト占有スルコトト二ツヨリ外ハ

ナイカ知ラン

(熊野報告委員) 定義カ出來テ居リマスカ、賃貸權ハ簡様ナモノ

テアルトカ云フノ定義ハ更ヘナケレハナリマセン

(磯部報告委員) 二ツヨリナイガ物權ヲ持テ居ルカラ二ツ外ナイ

ノデ、人權ニスレハ、刪ラナケレハナランコトカ澤山アリマス

(栗塚報告委員) 左様ニ多ク刪ラレテハ大變テアリマス第三者ニ

對抗カ出來ヌト云ハレテハ民法カ成立テモ日本カ立チマセン

(委員長) 成程私ノ一己ノ考ヘニスルト、世上ニナイコトヲ起草

者カ發明シテハナラヌト云フガ、學者ノ說デアルガ、法文ニ顯ハ

レタコトハ見ヘヌ位テス

(熊野報告委員) 其點ハ研究スルコトモ出來ズ、外國文チハ個ヘ

マセンカ地地利ハ賃借權ハ物權ニナツテ居ルソウテアリマス

(南部委員) 賃借權ヲ抵當ニ入レルハ困ルネ

(磯部報告委員) 融通ヲ助ケルカラ結構テアリマシヨウ

(委員長) 私ノ一個ノ考ヘテ見ルト、成程物權ニスルハ随分拙ノ

様ニモアリマスガ、又人權トスルニ至テハ必ラス人權ヲ貫キ通ル

明案カアレハゾレデモ宜シイ、又物權ナラ物權テ純然タル物權テ

貫カレテ、即チ「權利ニ二個アリ人權物權之ナリト」ト云フ二ツ

ノ定義カ貫ケルナラソレデモ宜シイ、何レニシテモ不具モノテハ

悪ルイト思ヒマス之ヲ物權ト書イタモノチ、人權ニ換ヘテモ主義カ買カス、物權ニシテモ買カズト云フナラ、學理上テ人權ト云フ字ヲ物權ト云フ字ニ換ヘタ丈ケデ、之ハ起草者ノ草案通りニナルニ相違ハナイト思ヒマス其他若シモ起草者ノ「權利ニ三個アリ人權物權支分權是ナリ」ト云フコトカ出來レハ別テスガ左様テナケレハ若シ建議者カ起草シテ來レハ今度物權論者ヨリ只今ト同シ攻撃ナスルト思ヒマス、其所ハ皆サン能ク御考ヘテ下サイ、又起草者モ随分骨ヲ折テ書イテ居ルノタカラ、現ニ日本ニ於テハ行ハレヌ、トカ或ハ道理ニ據着ノコトカアルトカ、斯様ナル明法カアルカラ斯クセヨト云フモノナラ何所迄モ論理ハ立ツカ、左リノ手ガ右ノ手ト變ハリタル結果ナラ起草者ニ依頼シ起草シタ所ノ精神ヲ酌量シテ見ルト起草者ノ意ヲ探テ、宜カロウト思ヒマス、私ノ老婆心カハ知レヌカ自分ノ思フ所ヲ演ヘテ置キマス

民再二ノ二〇九

(栗塚報告委員) 委員長ノ御言葉カアツテ、後チ申スニモ及ハヌカ、前キニ申シタ通り、歸スル所ハ一ナルモノテアリマス、唯タ法文ノ体裁カ今迄物權ト云フノガ人權トスル丈ケテ、歸着ハ同一デアリマス

(元尾崎委員) 賃借權ヲ抵當ニスルモ實際取ルモノハナイカモ知レヌ

(栗塚報告委員) ソレナラ其點丈ケ除クガ宜イテアリマシヨウ
(磯部報告委員) ノミナラス二千百十八條ヲ見ルト、不動産取戻シ訴權ハ矢張り物權テ左様シテ不動産權テアルカラ抵當ノ出來ルモノトアル、ソレカ悪ルイト云フナラ栗塚ノ云フ通り省キマシテモ宜シイ

(元尾崎委員) 物權トシテ置ケハ何カ理窟上弊害カアリマスカ

(熊野報告委員) 弊害ハ減多ニアリマスマイ(ボアソナード)カ

物權ト人權ノ結果ヲ付ケテアリマスカラ

(栗塚報告委員) 唯タ名ノ付ケ方カ違ウ丈ケデ、物權ノ結果テス、草案デハ主トシテ物權從トシテ人權、佛蘭西法ハ主トシテ人權、從トシテ物權トアリマスガ、歸着スル所ハ同シテアリマス

(松岡委員) 動産ハ物權ノ扱ヒハ出來ナイテアリマシヨウ

(栗塚報告委員) 動産ハ人權テアリマス

(熊野報告委員) 動産ハ悉皆人權テス

(磯部報告委員) 買渡シタ物件カ天災ニ因テ消滅シタルトキハ、賣主ハ擔保スルカラ、ソレニ依テ買主ノ得タ權利ハ對人權ニナルカ、決シテ左様テナイ、矢張り物上權タカラ擔保ノ問題ニ依テ物權人權ノ區別ハ立タヌト思ヒマス

(笑作委員) 用收權ト區別カナクナツテ來ル、用收權ハ打捨テ置ク所ニ用益セシムルト云フハ人權ノ様ニ義務ヲ生セシムルト思フ

民再二ノ二〇

(南部委員) 其所ハ人權ト思フ、對抗セシムル方ハ物權タカラドウシテモ半バニナリマス

(笑作委員) 我輩モ純粹ノ人權トハ申マセン

(委員長) 半分々々デスネ

(栗塚報告委員) 唯タ私ノ申スノハ變ヘル程ノ妙ハナイト云フノデアリマス、今村ノ考ヘテハ自身ニ感シタコトモアリ、又再調査モヤツテ居ルカラ、若シモ人權ト極マツタ以上ニハ此案ヲ手掛ケタル人チ更ニ頼ムト申シテ居リマス

(委員長) 今テハ、今村ノ建議ハ多數ノ様タガ、今村カ起草シテ見ナイト分リマセン、極ク大体ノコト外議シテ居ラヌカラ、書イタ物ニ就テ議サナケレハナランカラ、今村カ書カレヌト云フト、誰カ書カナケレハナランガ、今村ニ開テ貰ウカ

(栗塚報告委員) 頼ミマシヨウ

(委員長) 熊野ハ意見ヲ言ハセル爲メニ呼ンダノダカラ、依頼スル譯ニハ行カズ、又磯部ニ書ケトモ云ヘヌ

(磯部報告委員) ソレハ注モ書ケマセン

(委員長) 再調査ハ君等カヤツテ居ルカラ、出来ヌト云ヘハソレマテダガ、第二問題ハ食後ニ致シマシヨウ

賃貸借チ人権ニ決シ建議者ニ起草セシムルコトニ決ス

于時正午十二時休憩

午後第一時開議

(委員長) 是レヨリ第二ノ問題(原案中賃借ノ名稱ヲ付シタル章ハ前後合セテ五箇アリ一民法中同標題ノ章チ五箇ニ分チ設クルハ論纂ノ宜シキチ得タリトセス之ハ修正スルノ方法ナキヤンチャリマシヨウ、之ハ報告委員ハ如何ナル考ヘテアリマスカ

(磯部報告委員) 私ノ考テハ五箇ノ事實力違テ居ルカ居ラヌカ、若シ違テ居ルナレハ之ヲ別ニシナケレハナリマセン、人權論者モ彼レ此レノ區別ヲ立テスニ規則ヲ立ルノテナイ、唯所々ニ在ルノチ一絡ニシタ方カ簡明ニナルト云フノデ御座イマスガ、是レハ今云フコトハ出来ナイ果シテ一ニ集メタモノガ茲ニ出来テ原案ト對照シテソレガ良ケレハ事實ハ變ツテ居リマセンカラ簡明ノモノヲ採ルガ宜カロウト思ヒマス、豫メ之ヲ是非スルコトハ出来ヌ問題テアルカラ起草者カ精々順序ヲ分ケタルモノチ今一層簡明ニナル

モノナラ簡明ニシタ方カ宜シイ、ソレカ成立タル上テ執レカ是執レガ非ト云フコトヲ見ナケレハナリマセン、詰リ順序論テアルカラソレ等ハ追テ出來タル上テ對シテ見テ是非ヲ決シナケレハナリマセン、ソレカラ獸類ハ貸借ノコトハ建議者ハ省イテ宜シイト云フ、其省カナケレハナラヌト云フ理由ハ全ク日本ノ慣習ニ存シテ居ナイカラ省イタ方カ宜シイト云フ御論ヲ御座イマスガ民法中ニ日本ノ從來ノ慣習ニ由カニ存シテ居ルモノ或ハ存シテ居ラヌモノヲ遺入テ居ルモノカ澤山アリマス、之ハ慣習ニ無イカラト云テ省カナケレハナラヌト云フコトハアリマセン、今日絨毛ノ織物ノ用ヒ方カ遺入テ來タスカラ遂ニハ輸入ヲ止ノル様ニナツテ獸類ヲ例ウ様ニナルカラ民法ニ規定シテ將來民法カ悪クモ契約者ハ自由ニ契約カ出來ルカラ慣習カナクトモ害ハナシ、後ニ慣習カ出來レハ今日規定セストモ後ニハ規定シナケレハナラヌカラ之ハ存在スル

民再二ノ二二二

ヲ必要ト思ヒマス、ソレ丈ケデ御座イマス

(光妙寺報告委員) 編纂法ハ建議者ニ修正ヲ御委任ニナレハ宜シカロウト思ヒマス畜類ノ貸借ノコトハ存シマセン

(委員長) 第二ノ問題ハ貸借ノ章ヲ五ツノモノヲ三ツニスルトカ何トカ極ラナケレハ起草者ニ命スルカ命セヌカ、又決定セヌノデ御座イマスカラ本會ノ決定次第ヲ建議者ニ願ムカモ知レマセン

(光妙寺報告委員) 之ハ方々ニ岐レテ居ルノチ一ト所ニ纏メルノハ宜カロウト思ヒマス畜類貸借ノコトハ少シモ存ジマセン

(井上報告委員) 第一ノ問題ノ結果デ第二ノ問題ガ起ルコトデ御座イマスカラ矢張り人權トスレハ使用貸借其他ノ貸借モ成ル可ク一ツ所ニ集メテ編纂スル方カ宜カロウト思ヒマス、別ニ意見ハアリマセン

(熊野報告委員) 貸借カ人權トナレハ人權ノ章中ニ遺入テ來ル

コトハ確カデ御座リマス、五ツ併ンテ居ルノハ宜シイガ、「ボア
 ツナード」ノ案ハ願ニナツテ居ルカ顛倒シテ居ルカ知リマセンガ
 消費ノ貸借ト使用貸借トアリマスカ佛蘭西テハ名カ違テ居マス消
 費貸借ト使用貸借ト一ツテ尋常貸借ト努力ト畜類カーツニナツテ
 居マス此二ツハ何處カ違ウカト云フト一方ハ實カ無クシテ一方ハ
 實カ付イテ居リマス、若シモ夫レ丈ケノ差ヒナレハ一緒ニシテ宜
 シイ、無賃テヤルコトモアリ賃ヲ取テヤルコトモアリマスカラ一
 緒ニシテ宜シイ併シ中ノ規則ヲ見マセンカラ規則ニ差異ガアルヤ
 否ヤハ分リマセンガ之ハ願々ニナツテ居リマスカラ別々デモ差支
 ヘナイト思ヒマス

(委員長) 別々デモ差支ナイカ

(熊野報告委員) 左様デ御座イマス、併シ案ヲ作りタル上テナケ
 レハ分リマセン

(栗塚報告委員) 建議者ハ一章ノ中へ纏ノルト云フノデス

(南部委員) 之ハ別章デモ差支ヘナイト思ヒマス、箇様ナルコト
 ニ時日ヲ費シテハ固ル

(熊野報告委員) 畜類ノ貸借ノコトハ利害得失ヲ論スルコトハ
 出来マセンガ經濟家ノ説ハ之ハ大變大切ダト云テ居リマス、併シ
 佛蘭西ノ法律ハ役ニ立タヌ、畜類ノ貸借ヲ妨ケル計リテ役ニ立タ
 スト云フデアリマス、併シ佛蘭西デ實際如何ナル風ニ貸借スルカ
 ト云フコトヲ知リマセンカラ分リマセンガ或ル經濟學者ハ大切ダ
 ト云フテ居リマスカラ存シテアリマシテ差支ナイト思ヒマス

(光妙寺報告委員) 日本ノ實際ニナレバ省イテ置イテ實際行ハレ
 ル様ニナツテ特別ノ法ヲ以テ設ケテモ宜シイ

(磯部報告委員) 一体獸類ノ貸借ハ賃借デハナイノダ

(栗塚報告委員) 畜類規則ダ

(磯部報告委員) 建議者ガ畜類ノ貸借チ此處カラ省クト云フ原因ハ畜類ノ貸借ハ對人權トハ云ヘヌト云フノカ

(栗塚報告委員) 起案者モ物上權ダト云フテ來マシタ

(磯部報告委員) ソレハ素ヨリ物上權デ、建議者ガ人權トシタカラ其處ヘ持テ往キ畜類ノ貸借計リ物上權トスルコトハ出來ナイカラ之チ省ク理由ハナイカト思ヒマス

(南部委員) 此會議デ省イタノデ實際畜類ノ貸借ハ無イカラ省クコトニナツタノテス

(松岡委員) 第二ノ問題ハ本案ノ解釋ト云フ名チ付ケテ方々ニ置テアルノハ不体裁デハナイカト云フコトデアロウト思ヒマス、已ニ使用權ニスレバ類ノ違タモノチ一ツ所ヘ寄セテ至當ノコトト思ヒマス、一緒ニシテ「節」トカ「款」トカスレバ分ルデ御座イマシヨウ

民再二ノ二二四

(南部委員) 篇ヲ拵ヘルトカ何トカスルト時間ヲ費スカラ中々早クハ出來ナイ

(熊野報告委員) 矢張り聯ヘタ方ガ都合ガ宜カロウ

(松岡委員) 畜借ハ前ノ會議デ廢案ニナツタガ勢力ノ貸借ハ如何シマシタカ

(栗塚報告委員) アレハ「備雇」トシテ別ニナツテアリマス

(元尾崎委員) 勢力ノ貸借ハ困ルネ

(栗塚報告委員) ソレハ名チ變ヘル文ケノコトデス

(松岡委員) 格別論無シ

(箕作委員) 商法デハ雇傭契約トシマシタ、之ハ別々ニシテ差支ヘアリマスマイ

(松岡委員) 私ハ孰レノ案ニ審クニシテモ其人ニ任カセタ方ガ宜カロウト思フ

(笑作委員) 之ヲ書ク人ハ合併シ様ト云フ意見ガアルガ合併スルニモ及バヌト思フ

(西委員) 合併スルニハ及バヌ

(板村委員) 合併セズトモ宜シイ

(元尾崎委員) 畜類貸借ハ當ルカ當ラヌカ

(板村委員) 之ハ當リマセン

(委員長) 皆サンノ議論ハ一緒ニスル方ガ多イカ、少イカ

(渡委員) 貸借ガ人権トナレバ一緒ニシタ方ガ体裁ガ宜カロウト思ヒマス

(松岡委員) 私ハ建議者ノ云フ様ニ努力ノ貸借ハ雇傭ノ名稱チ付シテ一緒ニスルチ可トス、畜借ハ削リマス、然シテ雇傭貸借ト使用貸借ト尋常貸借ト合併シテ第三編ニ置クノガ宜カロウト思ヒマス

(栗塚報告委員) 雇傭ハ無論一章チ立テ居リマス

(笑作委員) 一章ノ中ニ三ツ置クカ別々ニスルカト云フ違ヒガアル

(磯部報告委員) 建議者ノ論ハ一緒ニ纏ノテ細別スル様ニ書イテアリマス、熊野モ云フテ居リマシタガ、幾ンド丸ヲ改正シナケレハナリマセン、貸借チ消費貸借ト使用貸借ト尋常貸借ト三ツ置イテ其定義チ與ヘルト「第一ニ貸借契約トハ有名ノモノアリ無名ノモノアリ」ト書カナケレハナラヌ

(笑作委員) 佛蘭西ニハソソナ字ハ無イ

(磯部報告委員) 私ガ一步チ譲タノハ或ハ私ノ考ト違テ旨ク出來ルカ知レマセンガ丸ヲ書換ヘナケレバナラヌノハ重大ノコトト思ヒマス

(委員長) 之チ一緒ニスレハ定義チ一ニシテ共通ノ理解ノモノハ

總則ヲ云テ、違タ處ヲ格別ニシナケレバ功能ハナイ

(磯部報告委員) 然ウスルト丸ヲ書換ヘナケレバナリマセン

(元尾崎委員) 良イ案ガアレハ變ヘルガ無ケレバ此儘ヲ宜シイト

思ヒマス

(南部委員) 此儘ヲ宜シイ

(委員長) 之ハ甚ダシイ不都合モナイカラ多數ハ如何カ知リマセ

ンガ起草者ノ儘ニシテ置キマシヨウカ

(渡委員) 異論ハアリマセン

(第二問貸借ノ名義ヲ付シタルモノヲ合併スルノ建議ハ否決

シ原案ニ可決ス)

(委員長) 次キニ畜類ノ貸借ハ如何デス

(松岡委員) 畜借ヲ廢スルハ全會一致ヲ御座イマス

(元尾崎委員) 畜借ハ無イ方ガ宜シイ

(横村委員) アツテモ差支アリマセン

(栗塚報告委員) 千葉縣ニ畜類貸借ガ出來マシタ

(委員長) 現在ハ續々殖ヘマス、西卿ナドノ牧場ハ牛ヤ馬ガ多イ

(熊野報告委員) アレハ畜類貸借デハナイ尋常貸借ヲ御座イマシ

ヨウ

(委員長) 今畜類貸借ガ無イカラ尋常貸借デアルガ、日本ノ古イ

所ハ畜類ノ貸借デアル、之ガ廢スルト云フコトニシテモ畜類貸借

ヲ尋常貸借トスルト云フノデハナイ

(光妙寺報告委員) 唯佛蘭西ニ行ハル、モノガ日本ニ起テ來ルカ

如何ト云フコトヲ御座イマス

(磯部委員) 鳥渡申マスガ之ヲ廢シマスト、ドウ云フコトニナル

カト云フニ獸類ハ一種ノ動産ヲ御座イマスカラ尋常貸借ノ支配ヲ

受ケルコトニナリマス、特別ノ契約ガアレハ兎モ角モ特別ノ契約

ガナケレハ動産物ニナリマス

(栗塚報告委員) 分收小作ト同ジト申シテ宜シウ御座イマシヨウ

(委員長) 元ガ動産ト不動産ノ差ヒガ出来テ來ルカラ

(栗塚報告委員) 之ヲ置イテ害ノアルコトハ毛頭アリマセン

(元尾崎委員) 箇條ナ無イモノヲ預クコトハ害ガアルカ知レヌ

(南部委員) 害ガアルカ分ラヌ

(村田委員) 日本ニハ此様ナルコトハ無イダロウト思フ

(磯部委員) 行政法ナレハ一旦設ケタモノハ實際行ハナケレハナ
リマセンガ、之ハ行法デ御座イマスカラ良シヤ行ハレズトモ特別

ノ契約デ如何様ニモナリマスカラ宜シイト思ヒマス

(南部委員) 徒法ニナル

(元尾崎委員) 日本ニハ牧畜ノ國デナイカラ此様ナルモノヲ設ク
ル必要ガナイ

(委員長) 左様ナル論ニスルト極端ニナルカラ特別法ニスルカ、

或ハ民法ニ掲ケ様カト論デアリマシタ、之ヲ尋常ノ貸借ニシ様ト

云フコトハアリマセンデシタ、尋常ノ貸借ニスルト云フナレバソ

レヲ論ジナケレハナリマセン、又物權ト見ルカ人權ト見ルカ、又

動産ト見ルカ、又動産ト見ルカ不動産ト見ルカヲ定メナケレバナ

リマセン、今但馬ヤ千葉縣ニ段々畜類ノ貸借ガアル、ソレハ尋常

ノ貸借デヤツテ居ルカ彼通り從來ヤルガ良イカ悪イカト云フコト

ヲ論シテ貰ハナケレハナリマセン

(元尾崎委員) 已ニヤツテ居ト云へバ實際ヲ見ナケレバ決スルコ

トハ出来マセンガ尋常ノ貸借ニ違ヒナイ、若シ實際アルカラ置タ

ト云へハ其實際ヲ取調ヘタ上低觸セザル様ニシナケレバ良クナイ

(南部委員) 之ヲ物權ニスルト物權ノ所へ入レナケレハナリマセ

ン、貸借カ物權ニナツテ居レバ宜シイガ貸借ガ人權ニナツテ

是レ丈ケガ物權ノ中ニ這入ルノハ困リマシヨウ

(委員長) 今馬ヲ借リテ使用スルノハ大變多イ、然ルニソレガ第
三者ニ及ボスコトガ出來ナイト云フト大變困ル

(松岡委員) 之ハ馬ヲ借リテ使ウノデハアリマスマイ、馬ヲ借リ
テ其子ヲ産マセテ子ヲ取ルト云フノデアリマス

(委員長) ソレモアルガ、子ヲ取ル計リデハアリマセン

(松岡委員) 借馬ハ這入リマセン

(委員長) 借馬トハ違フカ身体ヲ借リテ來テ子ヲ産マセレバ使ヒ
モスル

(南部委員) 併シナカラソレハ常ノ質貸借ト同ジコトデス、常ノ
質貸借ガ人權ニナツテ、ソレデモ畜類ノ質貸借ヲ物權ニ置クト云
フノハ變ダロウト思ヒマス

(栗塚報告委員) 畜類ノ質貸ハ牛ヲ十頭トカ集マリタル群ヲ借リ

民再二ノ二一八

テ其子ヲ上ケ様又其糞ヲ取ル鳥ナレバ玉子ヲ上ケ様ト云フ、ソレ
カラ羊ナドハ毛ヲ取りマスガ貧乏人ハ亞米利加カラ羊ヲ買ウ資本
ガナイカラ金持ガ羊ヲ澤山買テ大勢ニ渡セバ借リテ居ル人ハ羊ノ
世話ヲシテ幾分カ其毛ヲ賣ヒマス、詰リ資本家ハ自分デ其世話ヲ
スルノハ着蠅ク又奉公人ニ世話ヲサセルヨリモ羊ヲ小作ニ入レタ
ラバ宜カロウト云フノデ御座イマス

(元尾崎委員) 白耳義ナドハ追々之ヲ廢シテ居リマス

(磯部報告委員) 白耳義ハ「ミラン」ノ事實丈ケデ行ハレタノデ
ハアリマセン

(南部委員) 之ハ御削除ニナツテ一向差支ナイト思ヒマス

(委員長) 別法デ作テモ宜シイガ、之ハ農商務省デナケレバ分リ
マセン我々ノ考デハ之ガナクテモ良イト云フノモ想像ナリ有ル方
ガ良イト云フヲモ想像デアルカラ若シ之カ必要デ農商務省ノ人ガ

之ヲ置カナケレバナラヌト云フト困ル

(南部委員) 特別ノ必要ガ出來レバ特別ノ法律ヲ設ケテモ宜シイ、若シソレ迄ニ實際之カアレバ無名契約デアリマス

(元尾崎委員) 農商務省ヘ聞ケバ宜シイ

(委員長) 日本ニモ實際畜類ノ賃借ヲシテ子ヲ二頭取ルト云フコトチ實際ヤツテ居ルヤ否ヤハ我々ニハ分リマセン

(松岡委員) 左様ナルコトガ必ラスアツテ其契約ヲスレバ乳ハ如何スルトカ、毛ハ如何スルト云フコトガ必要ニナリマシヨウガ、

餘リ聞キマセン

(委員長) 我々が與カラヌカラ聞カヌノデ、與ツテ居ル人ハ澤山知テ居ルカ知レヌ

(樫村委員) 農商務省ニ聞ケバ宜シイ

(委員長) 之ハ皆サンノ意見次第ダガ農商務省ニ聞合セテ農商務

省ノ意見通りニシ様テハアリマセンカ

(渡委員) ソレガ宜シイ

(南部委員) 聞クニ及バヌ、聞イテ決スルノハ少シ違ウダロウ

(委員長) 聞カズニ決スルノハ尙ホ可笑シイ

(南部委員) 聞ク位ナラ民法ヲ削ルガ宜シイ、何チ農商務省ヘ聞

キマスカ

(渡委員) 有益デアルカ無イカチ聞キマス

(南部委員) 其様ナコトチ聞クニ及バヌ、如何ナル目的チ以テ聞クカ分ラヌ

(渡委員) 聞イテ後チニ存廢チ決スル

(笑作委員) 裁判官ガ鑑定人チ呼フト思ヘバ宜シイ

(南部委員) 農商務省ヘ何チ以テ答ヘルカ

(委員長) 此法律チ見セテ、之ガ實際適合スルガセヌカ、必要デ

アルカナイカチ聞ク

(南部委員) 農商務省デ之ヲ必要トスレバ如何致シマス

(委員長) 必要ト云ヘバ置キマス

(南部委員) ソレハ不同意デ御座イマス、ソレデハ此一篇丈ケハ農商務省ニ御任セニナツテモ宜シウ御座イマシヨウ、然ウスレバ一向此委員會ハ入りマセン

(委員長) 農商務省ニ聞ク丈ケ諸君方ガ精シク答ヘラレ、バ宜シイガ、答ヘラレマイ

(南部委員) 多少チ聞キマスカ

(委員長) 實際歐羅巴ノ畜類ノ貸借チ見タ様ナコトチシテ居ルニ如何ナル契約チシテ居ルカ、馬ノ畜借、豚ノ畜借ト違フカ知レヌ、農商務省デ指令チシテ居ルノガ分ラヌ、貴君ガ知テ居テ辨明ガ出レバ宜シイカ、ソレガナケレバ想像デヤルヨリ仕方ガナイ、可ト

民再二ノ二二〇

決シテモ當事者ニ云テ見ルト案外此様ナコトチヤラレテハ困ルト云フカ知レマセン

(南部委員) 民法ハ權利義務ノ規定ニ外ナラヌカラ唯得失上計リニ拘泥シテ立ルコトハ出来マセンカラ農商務省ハ之ヲ置タガ利益ト云フモ農商務省ノ云フ通り制定スルコトハ出来マスマイ

(委員長) 此草案チ見セテ、向ウガ之デ宜シイト云ヘハ置キマス(南部委員) 然ラハ海上ノコトハ海上ノ人チ呼ンデ制定シナケレハナラヌデ御座イマシヨウ

(委員長) 河ノコトデモ海陸軍ノコトテモ其省ニ聞クデハナイカ(南部委員) ソレハ別デス河ノコトチ聞クト云コトハ私ハ主張致シマセン

(渡委員) 貴君ガ聞カズトモ委員會テ開イテ居ル

(清岡委員) 私ハ南部君ニ同意スル積リデアリマス、法律チ拵ヘ

テ此通リスルガ良イカ悪イカト云フコトヲ聞クノハ宜シクナイ、
 唯畜類ノ貸借ハ今日如何様ニナツテ居ルト云フ實地ヲ聞イテ實地
 ノ扱ヒ振リチ聞イテ取捨スレバ宜シイ、此通り法律ヲ拵ヘテ之デ
 宜シイカト云フ聞クノハ感服シマセン
 (元尾崎委員) 見セルガ宜シイ、見セナケレバ向ウデ想像ガ起ラ
 ヌ

(松岡委員) ソレヲ聞イテ必ラス其通りシナケレバナラヌト云フ
 ノハ違ウ

(清岡委員) 見セズトモ宜シイ

(北島委員) 見セル方ガ主デナク向ウノコトヲ聞ク序デニ見セル
 ノナラ宜シイ

(西委員) 問フ方ガ多数ダロウ

(委員長) 問フノガ多数ナラバ兎ニ角問ヒマシヨウ、ソレカラ第

三ノ永小作ノコトヲヤリマシヨウ、磯部ノ論ハドウ云フノデアツ
 タ

畜類貸借ノコトハ農商務省へ問合セノ上議スルコトニ決ス

(磯部報告委員) 一向構ヒマセン、農商務省デ如何ナルコトヲ拵
 へ様トモ民法ノ規則ハ此通りテ差支アリマセン、農商務省デ永小
 作ノコトニ付キ如何ナル規則カ出來マシヨウトモ其規則ハ特別規
 則デアリマスカラ、特別法ト民法ト抵觸スルトキハ特別法ヲ先キ
 ニシテ民法ヲ後チニシマスカラ差支アリマセン、其總則ヲ置クノ
 デアリマスカラ同シ民法中ニシテモ普通ノモノニ足ラサル處ガア
 レバ特別法デ行フコトガ出來マスカラ丸デ抵觸シテモ民法ノ規則
 ニ影響ヲ及ホスコトハアリマセン、此コトニ付テ農商務省ノ特別
 法ト民法ト抵觸スルカラ直スト云フト、是レカラ種々ノコトニ付
 テ民法ノ規則ヲ變ヘナケレハナリマセンコトガ度々出テ參リマス

カラ、左様ナルモノハ特別法ヲ先キニシテ民法ヲ後チニスルガ普通ノ原則デアリマスカラ其通り日本ノ新民法モシテ置テ差支ナカロウト思ヒマス、若シ又小作永小作ノコトニ就テ農商務省、テ特別法ヲ設ケルニ付キ民法ノ規則ニシテ幾許ノ害ガアルカト云フト、毫モ害ハアリマセン、差支ノアルトキハ反對ノ契約ヲ以テ結バレルカラ如何様ニモナルカラ差支ナイト云フ積リデアリマス

(熊野報告委員) 建議者ノ意見モアリマセンカラ別ニ論スルコトモ出來マセン農商務省ノ規則書モ別見タコトハアリマセン

(栗塚報告委員) 農商務省ノハ英國ノ小作條例ヲ移シタノデ未タ實際ニ行ハレズ、又其案ヲ採ロウトモ定マラヌノデス、農務省デモ之ヲ大事ノモノトシテ内閣へ出ソウト云フモノテモナク、唯北畠ト云フ人ノ手扣ヘデアリマス

(磯部報告委員) 明治四五年頃ニ小作永小作ノ論力出テ農商務ニ

尋ネルガ宜カロウト云フ論ヲ總裁ノ命令デ尋ネタ處ガ此方ニハ何モナイ其方ニアルダロウト云フカラ、此方カラ書類ヲ送ツタコトガ御座イマス、ソレガ参照ニナツタコトト思ヒマス

(松岡委員) 大体「ボアソナード」ノ草案ヲ採テ、ソレへ日本ノ慣習ヲ入レタノダ

(熊野報告委員) 「ボアソナード」ノ案ハ日英ノ實地ニ適當スルカセヌカト云フコトヲ調ヘルノデアロウト思ヒマス日本ニハ小作永小作ハ大變大切ノモノデアルカラ報告委員カ充分調ヘテアロウト思ヒマスガ、只是レ丈ケノ注意ニ止ツタ建議ト思ヒマス、兎ニ角小作條例ガアルニシタ處カ是レナリデ出セハ之ヲ適用スルノデ御座イマス

(栗塚報告委員) 特別條例ガ出來ルト云テ茲ニアルコトヲ棄テハナリマセン之カ惡イト云フコトナレハ之ヲ直スガ宜シイ

(南部委員) 先ツ宜イ積リダガ悪イ處ガアレハ直ス

(笑作委員) 小作永小作ハ此場デ之ハ害ガアルトカ、此條ガ當ラヌト云フ論モアリマシタカ

(松岡委員) 大分修正致シマシタ

(笑作委員) 修正シタ處テ日本ノ慣習ニモ背カヌト云フ位ノコトデスカ

(栗塚報告委員) 害ノナイコトニハナツテ居リマス

(笑作委員) 之デハ足りナイカモ知レヌガ、大体ノ處ハ強テ低價スル處ハナイト云フノデスネ

(南部委員) 然ウデス

(笑作委員) 磯部君ノ説デ差支ナイト思ヒマス

(元尾崎委員) 「其土地ノ性質ヲ變更スルコトヲ得」ト云フコトナドハ如何デス

民再二ノ二五二三

(大尾崎委員) ソレハ日本デモヤツテ居リマス

(松岡委員) 之ハ新案ヲ造ルカ「ボアソナード」ノ通りニスルカ、農商務ノ案ノ通りニスルカト云フノデ御座イマスガ矢張り民法中ニ小作永小作ノ要領ヲ定メナケレバナラヌト云フコトヲ御決定ニナツテハ如何デ御座イマス

(松岡委員) 小作ト云フモノヲ賃貸借ヨリ別ニ作ルノデスカ

(松岡委員) 節ヲ分ケルコトニナロウト思ヒマス

(委員長) 小作文ケハ尋常ノ賃貸借ト同シニ見ルト云フノト、小作ハ別ニ一章ヲ置テスルノト違ヒガアリマス、永小作ノ方ハ舊價ヲ破ラサル様ニ出來テ居リマスガ、只小作ハ一ツ別ニスルト面倒デ御座イマス

(松岡委員) 地上權ノ宅地ノ賃借ノ様ナモノト見レハ尋常ノ賃借ノ中デ小作ニ違ウ性質ガアレハソレ丈ケテ賃借ノ案ノ方ニ別ニ拵

ヘテ小作、永小作、地上權ト民法ニ並ンデ置ケル様ニナリマス

(南部委員) 原案ノ通りニシテ小作條例ニ付テ別ニ條例ヲ要スル

モノガアレバ特別法ニ屬スヘキモノハ民法ニ屬スデ御座イマシヨ

ウ

(委員長) 別ニ永小作ニ付テ規定ヲ設ケルコトヲ民法ニ書キマス

カ

(南部委員) ソレハ書カズトモ宜シイ

(栗塚報告委員) 何處ノ國ニモ「農法」ト云フモノガ御座イマス、

佛蘭西デモ「コードリユラー」ト云フモノヲ拵ヘテ元老院ニ回ツ

テ居ル位テ御座イマス

(委員長) ケレトモ原則ハ此處ニ置カナケレハナリマセン、ソレ

デ宜シウ御座イマスカ

第三問題 小作永小作ハ民法ニ存スルニ決ス

(栗塚報告委員) 之カ終レハ六月迄ノ議事ノ成行キト民法草案ノ

議場ニ登ツテ居リマス草案ノ性質ヲ説イテ初ノ御議決ニナツタ賃

貸借ノ狀況ヲ述ヘマスカラ若シ氣ノ毒ト云フ御考ガアツタナラバ

今一應御議決ヲ願ヒマス

(松岡委員) 然ウスルト舊ノ議決ヲ變ヘ様ト云フノテ御座イマス^カ

(栗塚報告委員) 万一私ノ申スコトガ御採用ニナレバデ御座イマ

ス、民法ノ出來マシタノハ今日茲デ御議決ニナツテ居リマスノハ

「ボアソナード」ノ書キマシタモノデ此中字句ヲ改メルコトハア

リマスガ、事柄ヲ改メルコトハ成ルヘク丈ハ起案者ト押シ問答ヲ

シテ往復ノ上ヤツテ居リマス、今日何ゼ左様ニシタカト申シマス

ニ急速ノ場合デ此法ヲ議スコトデ御座イマスカラ万一ノ不調法ガ

アツテハナラヌト云フコトデ前後撞着スル恐レガアリマスカラ起

案者ニ聞キマシタノデ御座イマス、些細ノコトデモ削除スルトカ

變更スルトカ云フトキハ問合セテ致シマシタ、又再調査モ起案者ニ問フテ起案者ノ承諾ヲ得ルト云フ意味デハアリマセンガ、同意シテ呉レヌカ、他ニ矛盾ハセヌカト云フコトヲ問フタル上ニ删除修正ヲ致シマシタ此案ノ議場ニ登リマシタノハ左様ナル有様デ御座イマス、元來民法其他ノ法律ノ抄取りハ昨年皆サンガ御初メニナツテ今年一杯ニ終ルト云フ御規約ヲ御座イマシタ、其手順ニ着々運ンデ居リマシテ今年中ニ豫約ノ通りニ仕事ヲ本ル積リテ御座イマシタ、然ルニ第一ノ首ノ問題トナリマシタル賃貸借ハ物權ヲ人權ニスルト云フコトニ付テ之ヲ人權トスルコトニ御議決ニナツテ如何スルカト云フト其起案者今村ニ命スルト云フコトデ御座イマシタ、今村ヘ命シテ今村カラ定メテ完全ナルモノヲ出スデ御座イマシヨウ、ソレデ他ノコトハ僅カニ一條或ハ二條ノ修正、又ハ其條中ノ一ノ事柄若クハ二ツノ事柄ヲ變更スルニ付テモ起案者ニ

質問シタル上修正致シテ居リマシタニ此物權ヲ人權ニスルハ重大ノコトデアルカラ「ボアソナード」ニ向テ此旨ヲ急ニ改メ度イ、物權ヲ人權ニシ度イカラ御前見テ呉レト云フコトハ仰セラレニナリマシタ方ガ宜クハアリマスマイカ、自然皆様ノ御注意ヲ洩レモ御座イマスマイ又報告委員モ物權ヲ人權ニシタ以上ハ一心ニ吟味モ致シマシヨウガ、只今迄御議決ニナリタル他ノ條ノ振合カラ見レハ万一ノコトガアルカ無イカト云ヘバ先ツアルダロウト思ヒマス、併シ我々報告委員ガ力ヲ盡サヌ様デ御座イマスガ、是レ文ケノコトヲ審キマシタ旨意ヲ皆サンノ修正デ御改メニナルノハ宜シウ御座イマスガ、他ノ振合ト權衡ヲ得ザル様テ御座イマス、實ハ人權論ヲ致ヘ出ス迄ニ今村カラ三回程起案者ト問答チシテ之ヲ出シマシタ、今村ニ信チ措カヌノデハアリマセン、又委員諸君カ見落シガアルト云フ意見ヲ持テハ居リマセンガ外ハ一々起案者ニ相

談シテ起案者ノ意ヲ枉ケル丈ケハ枉ケサセテ來タノデ御座イマス、然ルニ僅カニ貸借ノ事ハ理論ニ適ハナカツタ計リデ實際ハ同ジコトデアルト云フコトハ皆サンガ御許シニナツテ居リマスカラ如何ニシテモ出來ヌト云フ御論ナレバ致シ方ガ御座イマセンガ、實ハ「テオリ」理論カラ出タル御議決デアアルマイカト思ヒマス、民法ノ初メノ方ハ近日印刷シテ當路ニ進達スル手續キニナツテ居リマス然ルニ貸借ガ人権ト改マルトキハ第二章ノ處チ「物權ハ左ノ如シ第一所有權第二用收權第三貸借權」ト申スコトハ出來マセンカラ貸借權丈ケハ削テ出サナケレハナリマセン、又此儘置キマシテ追テ此所ハ取調委員ニ於テ或ル者ニ命シテ調ヘサセテ居ルト云フ都合ニナリマスカ、今年歳末ニナリマシテ夫レニ談シ了ルヘキ筈デアアルニ其邊ハ如何致シテ宜シウ御座イマシヨウカ、今村ニ調ヘサセタ上デ尙ホ再ヒ貸借ノ章ガ此議場ニ登リマスコトデ

御座イマスレバ夫レ迄ハ之ニ手ヲ着ケルコトハ出來マセン、今茲デ物權チ人権ニシテ仕舞ヘバ報告委員モ皆様ノ御眼鏡チ借リテ間違ヒノナキ様ニ致シマシヨウガ、ソレニシテモ「ボアソナード」ノ方ハ今ノ通りノ問題デ御座イマス、又一方ニハ今申通りノコトガ御座イマス、且之チ人権トスルコトハ今日滿場ノ御賛成デモナク中ニハ「テオリ」上ノ問題デ實際夫レ我ノ影響ハナイト云フコトモ御座イマスカラ此會ノ憲法デア出來ヌコトデ御座イマシヨウガ、私ノ困難ノ情チ申上ルノデ御座イマス若シ此會ノ憲法ニ拘ハラス果塚ガ可愛ソウダト云フ御考ナレハ今一應御議決チ願ヒマス

(委員長) 少シ果塚ノ云フ如キ困難ノ事情ガ到來シマス、私ニ於テモ如何シタラ宜シカロウト考案ハ付キマセンガ、此程内閣ヘ云テ元老院ヘ通知シタノハ十二月中ニ民法ノ一篇チ元老院ヘ出ス積

リテ御座イマスカラ、ソレチ今日ニ到リ先キ二十月中ニ回ハス
云フタケレトモ出来ナイト云フコトハ私ニハ云ヘマセン場合ニ立
到テ居リマス、且今村カ病氣デナケレバ宜シイガ病氣デアルカラ
夜チ日ニ次イデヤレト云フコトハ出来マセン万一今村ガ煩ヒ付キ
デモスレバ難張り運バナイトキハ困ル、内閣ヘ云フニモ日本ニ行
フニ先日ハ是レガ宜シイト思タガ、是レ丈クノ不都合ガアルカラ
改メナケレバナラヌト云フノハ困リマス良シ縦令一旦言ヒ出シテ
モ又改メラレヌト云フコトハアリマセンケレトモ右カラ書クノチ
左カラ書ク方ガ宜シイト云フ位テ澤山ノ違ヒハナイニ此方ガ宜シ
イト云フコトハ出来マセン且確カナルモノチ書イテ出サヌトキハ
前日書出シタルモノハ甚タ力ノ弱キモノトナリマスカラ其處ニ良
イ仕方ガアルナレバ御考テ願ヒマス

(笑作委員) 今村ノ説チ可トスレバ多少日子ガ掛リマス、若シ果

塚サンノ説ノ通りニスレハ建議チ議シタノハ無駄ニナル、左様ナ
譯ナレバ初メカラ議サヌ方ガ宜シイ

(委員長) 折角今村ガ熱心シテ居ルカラ皆サンノ意想チ充分ニ盡
シテ貰ウガ宜シイ、然ウシテ玆デハ今月中ニ出来ル様ニシテ貰ヘ
バ宜シイ、今月中ニ出来ルコトト云フコトト「ボアソナード」マ
内閣ヘ云フ論チ確カメテ貰ハナケレバナリマセン

(元尾崎委員) 今月一杯ト云フノハ不可變期間デ、ソレチ過レハ
持出スコトハ出来ヌト云フノデハアリマセン

(委員長) 止チ得ナイコトナラ宜シイガ、止チ得ルコトデ出来ナ
イト云フノハ困ル

(元尾崎委員) 箇様ナ建議カ出テ幾許ノ日數ガ後レルト云フノハ
止チ得ナイ理由ト思ヒマス

(委員長) 起草者ガ同意スレバ宜シイガ、起草者ノ不同意ノモノ

チ直スノデアリマス、起草者モ政府カラ命セラレテ居ル、ソレチ
委員會デ改メルトキハ政府カラ見ルト半數々々ニナルカラ政府デ
承諾スルカセヌカ分リマセン、又尤モト思フノト、物好チシタト
思フノトハ感シ方ガ違ヒマス

(清岡委員) 「ボアソナード」モ物好キニ箇様ナコトヲ書イタノ
デス

(委員長) 物權ニ向テノ攻撃論ハ多イケレトモ人權トシテ不都合
ノアル攻撃ハ甚ダ少イ、人權トスルコトヲ攻撃シタル論ヲ御覽ニ
成ト成程尤モダト思フ御方ガアリマシヨウカラ此論杯ハ執カラモ
論スルコトガ出来様ト思ヒマス

(栗塚報告委員) 用收權ノ存廢論ノトキモ實際不都合ガアルカ弊
害ガアルカト云フト詰リ實際不都合ハナイト云フノデ置クコトニ
ナリマシタ、今日御議決ニナリマシタ處ハ現論ハ人權ニシテ置ク

民再二ノ二二八

方ガ種カデアルト云フ論デ之ヲ物權ニシテ害ガアルト云フ議論ハ
ナイ様デ御座リマス、若シ害ガアルト云フ議論ガ出レバ其害ヲ除
クト云フ論モ出タノテ御座イマスガ害ガアルト云フ論ハ出マセン、
今日ノ處デハ害ガアルト云フ意味デ之ヲ嫌フノデナクシテ、起案
者ガ之ヲ物權トシテ置クハ學理上種カナラヌト云フコトデアロウ
ト思ヒマス然ラハ今日ノ困難ニ當テ今村ニモ篤ト話シテ今月廿日
迄ニ出來ルデアロウカ出來ヌダロウカ、尙ホ物權チ人權トシタル
爲メニ他ニ不都合ガアリハセヌカト云フコトヲ起案者ニ問フテ貰
オウト思ヒマス「ボアソナード」ニ御前ノ學理ハ委員會ノ學理ニ
合ヌト云ヘバ此案ヲ書カセマシタ政府ノ御旨意モ如何ノモノデア
リマシヨウカ、夫レ程私ノ學理ニ信用ヲ措カナケレバ外ニモ信用
ヲ措ケサルコトガアリハセヌカト云フコトニナリマシテハ困リマ
スカラ、今日ノ御議決ハ學理上デアアルカ實際上デアアルカト云フコ

トテ御議決下サレテ學理上デ御定メニナツタト御決定ニナレハ今
村ニモ書カセヌコトニシ度イト思ヒマス

(元尾崎委員) 學理モアリマシヨウケレトモ實際賃借物ヲ復タ抵
當ニスルト云フコトモ賃借ヲ物權トスルカラ起ルコトデアリマス
實際ナキコトデアリマス

(栗塚報告委員) 其害ヲ除クコトハ出來様ト思ヒマス、人權トシテ
モ其結果ガアル、人權論者タル熊野、井上、光妙寺モ占有訴權ヲ與
ヘルノト與ヘヌトノ差ヒデス、今日決シマシタル處デ人權論者ノ説
ヲ聞ケバ起案者ノ説ノ通りデ唯告優訴權ヲ與ヘサルト賃借權ヲ抵
當ニセサルトノ二ツガ物權ノ功果デアアル、是レハ農部ノ説ニシマ
スレハ夫レ丈ケノ利益ヲ與ヘテアルカラ削ラズトモ宜イデハナイ
カト申シタル位デ、我々報告委員ニ於テモ人權ト物權ト何ノ位ノ差
ヒガアルカト云ヘハ先優訴權ヲ與ヘサルト賃借權ヲ抵當ニセサルト

民再二ノ二二九

ノ二ツニ過キマセン、我々ノ説ガ御採用ニナレハ其點ヲ削リマシ
テモ宜シウ御座リマス、併賃借シタル物ヲ抵當ニスルノハ害ガア
ル我國デハ行ハレヌト云ヘバ起案者ニ向テ之ヲ削ルト云フコトヲ
申スコトガ出來様ト思ヒマス、我々ノ主張シマシタ外ニ人權ト物
權ノ功果ガ違ウト云フ御考デ御議決ニナレバ其旨意ヲ今村サン御
申聞ケニナリマセント、出來上リタル處デ箇様ナルモノヲ拵ヘル
筈デハナカツタト云フコトニナリマシヨウ、人權ニシタラバ人權
ノ功果ヲ出セト云フコトデモナシ、若シ我々が申シマシタ人權物
權ニ非サルナレバ今村モ書キ様ガ御座リマシヨウガ學理上ノ問題
ガ右トナルヘキカ左トナリタル以上ハ左ノ結果ガナケレハナリマ
セン先優ト抵當ノ出來サルノミナラス末ダ々々違ウ處ガナケレハ
ナラヌト云ヘハ今村モ筆ヲ執ルコトハ出來マセン、是レハ今村ト
論シタル處デ御座イマス、唯學理上カラ人權ニシテ置カナケレバ

ナラヌ、物權ハ學理上許スコトハ出來ヌト云フコトデアリマシタ
 是レハ學理上ノ問題デハナイカト思ヒマス孰レヘカ御決定ニナリ
 タル以上ハ先優ト抵當ノ外ニ物權ト人權ノ差ヒガアルト云フ御考
 ナレバ其箇條ヲ御示シニナツテ今村ニ御訓令ニナラヌト餘程危険
 デアルト思ヒマス

(渡委員) 栗塚君ノ提出ノ論モ故アリト思ヒマスガ、全体今日ノ
 問題ノ爲メニ議場ヲ開カレタノハ建議者ガ起案者ニ就テ再度打合
 セテ見タ處ガ折合ハズ日本ノ民法ヲ編纂スル上カラ賃貸借ハ物權
 ニ置タヨリハ人權ニ置ク方が至當デアルト云フノハ起案者ト議ガ
 協ハサルニモ拘ハラヌ建議ガ出テ其建議ノ通り採用サレレバ之ヲ
 人權トシテ民法草案ヲ終始完全ナラシムルト云フ建議デ固ヨリ起
 案者ト熟議ノ後チニアラサルコトモ分ツテ居リマス、又建議ガ採
 用ニナレバ凡ソ何日デ出來ルト云フコトハ建議者ガ受買テ居ル様

ニ讀ンデ居リマシタ此コトニ付イテハ之ヲ孰レニスルカト云フ議
 ガ決シタル上若シ物權ニ決スレバ原案ニ手ヲ着ケルニ及ハヌ又人
 權ニ決スレバ建議ノ通り御委任ニナツテ時日ヲ假シテ取調ヘサセ
 起案者ト議ノ協ハサルトキハ(此中ニハ見ヘナイケレトモ)今村
 モ再調査ノ任ニ當テ居ル以上ハ若シ建議ガ採用ニナツテ人權トナ
 レバ其先キハ起案者ノ打合セモ擔ウテヤルト云フコトニ最早カラ
 見テ居リマシタ、ソシテ之ヲ孰レニスルガ宜イト云フ問題デアル
 ト思テ居リマシタ、建議者モ機力ノ日數デ出來ルト明言シテ居ル
 人權ニナルガ宜カロウト思テ人權ヲ賛成シマシタ然ルニ人權ト決
 シタル以上今村ニ其請負ガ出來ルヤ否ヤ、次キニ其受買ガ出來テ
 モ起案者ト協議ガ開フヤ否ヤト云フコトハ一理アル様デ御座イマ
 スケレトモ起案者ガ居ラスシテ質問ハ出來ナイガ今村ノ建議案計
 リデハ此條ヲ組換ヘテ前後完全ノモノヲ拵ヘテ起案者ト協議スル

ニ違ヒアリマセン、假リニ私カ今村ニナツテ考テモ起案者ノ考タル之ガ道理ニ適ハヌコトデアルト云フ様ナコトデアリシナラバ請求シテモ承諾セサルコトデアリマシヨウガ、已ニ貸貸借ガ或ハ人權ト云ヒ或ハ物權ト稱シテ居ル位デアレバ學理的カラ論シテモ物權トナルニ委員會デア人權ト直シタノハ道理ニ適セズ又各國ニ對シテ人權デアルト云フハ不都合デアルニ因テ同意セズト迄ハ云フマイト思ヒマス、人權物權ハ學理論デアル、「ボアソナード」ガ物權トシテ出シタノハ研究シテ出シタノデア御座ロウガ之チ人權トシテ前後矛盾セサル様ニシ度イト云フ委員會決議デアルガ、今一應對照シテ見テ吳レヌカト云テモ之ハ私ノ主観ト違ウトハ云フマイ左程ノ天地月龍ノ違ヒノアルモノデアハナイ、此先キノコトハ栗塚君ガ報告委員ノ職ニ居ラレ今村モ病氣デ明日カラ如何ニナルカ分ラス、又「ボアソナード」ガ異論ヲ唱ヘタルトキハ内閣ヘ發表ノ

民再二ノ二三一

上ニ大層ナル響キガ出來ルト論スルハ職掌上尤モト思ヒマスガ、今日決議ノ上デ是レ丈ケノ困難ガアルト云フコトハ考タ方モアルカ知リマセンガ私ガ考テ居タノハ委員會デア決スレハ「ボアソナード」モ物權人權ニハ左程ノ差ガナイカラ異論ハアルマイ、況ンヤ法律ノ結果ニ於テハ大概頭マガ違ツテモ尾ガ同ジニナルカラト云フノハ「ボアソナード」ハ博學大家デアルカラ素ヨリ見分ケルデアロウト思テ居リマシタート度建議ガ採用ニナレバ先以テ建議シタ今村ニ命シテ成ルヘク早ク仕上ケル様ニシテ、仕上ケタ處デア「ボアソナード」ニ協議スル様ニスレバ困難デアアルマイカト思ヒマス又上申ノコトデア御座イマス一時ニ進ンテ早クナレハ好結果デア御座イマスガ、委員會ノ爲メニ此案ヲ動カシタル故時日ガ掛リタルコトハ會議カラ生スルチ得サル結果デアルニ因テ豫算ノ時日ガ定メテ申立テアツテモ、ソレチ以テ委員長カラ御述ヘニナレハ無

用トシテ付ケラル、コトハアルマイト思ヒマス、唯一ツノ困難ハ「ボアソナード」ノ協議如何デアルカ、今村ハ建議者デアルカラ夜ヲ日ニ次イデヤルニシテモ協議ノ調フヤ否ヤハ困難デ御座ルガ、物權ト人權ノ差ヒ位デアルニ因テ左程ニ刻ネ付ケテ固ク執テ動カヌト云フ狭イコトハ彼ノ碩學ニシテナカルヘシト思ヒマス、縱令如何ナルコトガアツテモ今日忽チ決シテ忽チ翻ヘスコトハ出來マイト思ヒマス

(委員長) 一旦決シタ上デ御座イマスカラ起草チサセル手續キハ致シマスガ、餘程之ニ付テハ實考シテ實ハサレバ困ルノハ起草者ニ云フタラ折合ハサルコトハアルマイトカ書クコトガ出來様トカ云フコトハ固ヨリ架空デアリマシヨウガ私ノ評定ダカラ如何様ニナルカ分リマセン、若シ今村ニ書ケサルトキハ如何致シマスカ、今村ガ書カナケレハ私ガ書キマスト云フ者ガアレハ宜シイガ、ソ

民再二ノ二三二

レガ無イト困ルカラ其處モ考ヘナケレバナリマセン、起草者ニ話サスシテヤルト云フコトモ出來ズ、委員ガ原案ニ不同意ト云ヘバ書クデアロウガ之ハ起草セサル前ノ考デアリシナラント思フカラ鄭重ニシテ譲サナケレバ德義上宜シクアリマセン、其位ノ結果デアルカラ其位ノ感覺ハ固ヨリアルト承知シナケレハナリマセン、夫カラ内閣ヘ云フニモ建議者ガ病人デ起草ニ掛ル人ハ如何様ニナルカ分ラヌト云フ位タカラ今月ハ出スコトハ出來ナイトシテモ何時出スト云フコトヲ定メナケレバナリマセンソレガ甚タ苦シイノデ御座イマス

(元尾崎委員) 内閣ヘ御出シニナルノハ新様ナル譯デ通レルト云ヘハ其理由ガ立タヌト云フコトモナカロウト思ヒマス

(委員長) 最初之ヲ初メルトキニ當テ實際行ハレサルコトハ除キ、又抵觸スル處ガアレバ除クト云フコトニ憲法ガ定メテアリマス今

日ノ論ハ其元ニ立戻テ見レバ削ルコトガ出来サルノデアリマス併
シ其建議ヲ持出シテ皆サンノ意思ヲ充分述ヘテ貰ウガ宜シイト思
テ居ルカラ申シマセンデシタガ、期限ガ迫ツテ居ルカラ困ル

(笑作委員) 今村モ當テニハナリマセンガ、任シテヤル積リデア
リマスカラ建議者ガ如何ナル風ニ引受ケルカト云フコトヲ見テ愈
々イケナケレバ決議ガ無効ニナリマシテモ仕方ガアリマセンガ先
別人權ニ決シタルモノチ又忽チ物權ニ變スルノモ困リマスカラ之
ハ御斷リニナツテハ如何デ御座イマシヨウ

(委員長) 一体今村ト熊野ト「ボアソナード」ヲ鼓ヘ出シテ論ジ
サセレバ宜シイノデアリマス

(清岡委員) 事實上ニ慣習ノアルコトガアル、其因テ來ル處ハ人
權物權ガ種子ニナツテ居リマス

(委員長) 賃借チシタ者ガ復タ貸チスルニハ貸主ノ承諾チ經ナケ

民再二ノ二三三

レバナラヌト云フトキハ純然タル人權ニナリマスガ建議ハ左様ニ
思フカ思ハヌカ分リマセンカラ夫レハ別ノ題トシナイト宜クアリ
マセン

(大尾崎委員) 害ノナキコトナレハ物權トシ様ガ人權トシ様ガ構
ヒマセン

(笑作委員) 磯部ノ云フ通り復タ貸シト云フハ人權物權ニハ關係
ナイコトト思ヒマス

(磯部報告委員) 私ハ左様ニ思フ、其所ハ今村モ間違ヘタト考ヘ
マス、人權論者カ間違ヘタト云フ、已ニ清岡サンモ熊野モ反對論
者カ建議者カ間違タト云ヘハ明瞭ナ話デアリマス

(委員長) 一旦起案チ命スルコトニ極メタカラ、栗塚カ往テ相談
シテ見タラドウカ、併シナカラ時ノ都合モアルカラ病ニ構ハス、
ヤル、ト云フカモ知レヌカラ其所ハ能ク話ヲ見テ、今尾崎サンノ

云フ様ナ旨意ニ違テ居テハイカヌカモ知レヌカ、蓄イテ貰テ、其上ヲ顧シタ方カ宜シイカト思フ

(栗塚報告委員) ソレテ私ノ建議テアリマスカ、元ト論ノ岐レハ「テオリー」ノ問題テ御座イマスカラ寧ロ人権ト極メテハ如何テスカ、人権ト御極メニナツテモ恐レハアリマスマイ

(委員長) 初メニ人権トスルト折合ウカ知レヌガ、今人権トスルトハ言ハヌ

(横村委員) 今村ノ草案カ出来テソレニ付テ議シマシヨウ

(笑作委員) 若シ今村ノ草案ニ付テ議シテ、イカヌトキハ原案ニ戻スノテス

(委員長) 此間ノ様ニ簡單ノ答ヘハ味ガナイカラ充分辯明シテ貰ツタラ今村ノ論ニ反對シタ論カアルカモ知レヌカラ、ソレテ皆サシ宜シウ御座イマスカ、今村ニ起草ヲ命シテ、ソレガ出来タ上テ

民再二ノ二三四

今一通議スルト云フコトニスルト、今村ガ、ヤラヌト云フカモ知レマセン其トキハ今一通相談シナケレハナラン

(尾崎委員) 宜シウ御座イマス

(清岡委員) 私モソレナラ宜シイ

(委員長) ソレテハ是レテ措キマス

貸借ヲ物權ニスルヤ人権ニスルヤノ問題ハ今村報告委員起草ノ上議決スルコトニ決ス

于時午後第四時閉會

民法財產篇再調査案議事筆記第九回ノ二

民法財産篇再調査案議事筆記第九回ノ二

明治二十一年十月五日午前第八時三十分開會

(栗塚委員) 六十一條ノ公ノ無形人ハ國府縣町村ト直ホルノヲ落シマシタ

(南部委員) 市町村タロウ

(栗塚委員) 市町村ヲ御座リマス

(松岡委員) 二十三條ハ

(南部委員) アレハ宜シイ

(元尾崎委員) 郡モアル

(栗塚委員) 郡制ガ發布ニナツタラ入レマシヨウ

(元尾崎委員) 公ノ法人デ宜シイデハナイカ

(村田委員) 二十四條ニモ公ノ無形人トアル

(松岡委員) 無形人デハ通ランカ

(元尾崎委員) 國府縣ト云フト北海道モ言ハナケレバナランカラ
公ノ法人ガ宜カロウ

(南部委員) ソレテハ此儘ニシテ置キマシヨウ

(栗塚委員) 五十八條ノ二項ヲ起案者ニ問フテヤリマシテ之モ七
十一條ト同シコトニナリマス又質貸スルコトヲ得ヘキ性質ノ用益
權ニ付テハ用益者ハ自己ノ責任ヲ以テ之ヲ質貸スルコトヲ得トア
リマス此二項制限スル意テ書イテアルト註ニアリマスガ少シモ制
限シナイカラ此通りナレハ七十一條ニアルカラ入ランテハナイカ
ト言テヤリマシタ處カ甚タ良イ注意デアアルソレテハ五十八條ノ二
項ハ用益物ニ在ラサレハ用益者ハ自己ノ責任ヲ以テ質貸スルコト
ヲ得ス」ト直シテ來マシタソレカラ七十六條テ御座イマス之テハ
本文モ但書モ同シニナリマスカラ但ノ方ヲ不代替物ノ評價ハ賣買
ニ均シキ效力ヲ有スルコトヲ目錄ニ明記シアルニ非サレハ其效力

ヲ有セス」ト致シマス

(松岡委員) 成程一言モナイ

第四百十五條朗讀ス

第三節 擔保

第四百十五條 權利ヲ讓渡シタル者ハ讓渡以前ノ原因又ハ自己
ノ責ニ歸ス可キ原因ニ基キタル追奪又ハ妨碍ニ對シ其權利ノ
完全ナル行使及ヒ自由ナル收益ヲ擔保スルノ責ニ任ス
擔保ニ二箇ノ目的アリ即チ第三者ノ主張ニ對スル讓受人ノ妨
害及ヒ防止スル能ハサリシ妨碍若クハ追奪ノ替償是ナリ

(栗塚委員) 「替償」チ「價金」ト改メマシタ之ハ留保シテ御座
イマスルノハ初ノハ權利ヲ讓渡又ハ讓渡スコトヲ約束シタルモノ
ハトアツタノデアリマス今村ハ讓渡ノ原因ト云フト讓渡ノアツタ
上ノ様ニ見ヘルガ、初項ト二項トカ分ラヌ所ガアル字ノ間違ヒダ

留保

カラ讓渡シタルモノハ又ハ讓渡ト變ヘテ吳レト云フコトデ御座イ
マスタカラ其レナラ同シコトタト云フノデ削リマシタ

(松岡委員) 讓渡シタ者ニ就イテノ擔保ダ

(栗塚委員) ソウテス

(南部委員) 「物權ト人權トチ間ハス」ト入レ度イ、之ハ人權篇
タカラ間違カ出來ルト困ル

(清岡委員) 置イタ方カ宜シイ

(栗塚委員) 入レマシヨウ

本條第一項冒頭ニ「物權ト人權トチ間ハス」ヲ加フ

第二項「替價」ヲ「價金」ト改ム

第四百十六條朗讀ス

第四百十六條 擔保ハ有價名義ノ行爲ニ付テハ反對ノ要約ナキ
トキハ當然存立シ無價名義ノ行爲ニ付テハ之ヲ諾約シタルニ

非サレハ存立セス

然レトモ如何ナル場合ニ於テモ又如何ナル要約ノ爲メニモ讓
渡人ハ自ラ讓受人ニ妨礙ヲ加フルコトヲ得ス^又第三者カ讓渡人
ノ授與シタル權利ニ依リ讓受人ニ妨礙ヲ加ヘ又ハ追奪ヲ爲シ
タルトキハ讓渡人ハ無擔保ニテ讓渡ヲ爲シ且授與カ讓渡ノ以
前ニ在リト雖モ亦其擔保ヲ爲スノ責ニ任ス

右擔保ノ義務ハ讓渡人ノ相續人ニ移轉ス

(栗塚委員) 二項ノ讓渡人ノ授與シタルト云フノハ少シ分リ悪ク
ソウテ御座イマスカラ「讓渡人ヨリ得タル權利ニ依リ」トシタ方
カ良カロウト思ヒマス

(村田委員) 其方カ宜シイ

(元尾崎委員) 且授與カト云フノハ

(栗塚委員) 「取得カ」トシテモ宜シウ御座イマス

(松岡委員) 上ヲ所得シテモ下ヲ取得トスルカ宜シイ

(栗塚委員) ソレテモ宜シイ

(元尾崎委員) 「第三者ノ所得カ」トシタラ良カロウ

(南都委員) 「讓渡人ヨリ授與シタル」トスルハ宜シイ

(村田委員) 其レガ宜シイ

(元尾崎委員) 擔保ナシニ賣ツタノタカラ

(南都委員) 自分ノ物ハ云フテヤツタ

(栗塚委員) 私カ貴君ニ家ヲ賣テ之ハ擔保致シマセント云フテ南

部サンニ賣ツテ南都サンカ貴君ノ所へ取戻シニ往ツタノハ詐欺シ

タノモ同シコトタ

(清岡委員) 授與ト書クト「セラレタル」トシナケレハナラヌ

(南都委員) 元トノ通りカ

(清岡委員) 元トノ通りカ宜シイ

削除建議

(松岡委員) 終リハ「擔保ノ責ニ任ス」テ良カロウ

(南都委員) 「擔保ノ責ニ任ス」テ宜シイ

本條第二項末段「其擔保ヲ爲スノ責ニ任ス」チ「其擔保ノ責ニ任ス」ト改ム

第四百十七條朗讀ス

第四百十七條買主又ハ賃借人ノ爲メニスル賣主又ハ賃貸人ノ擔保及ヒ共同分割者ノ相互ノ擔保ニ特別ナル規則ハ其擔保ヲ生スル契約及ヒ行爲ノ各事項ニ於テ之ヲ規定ス

(栗塚委員) 之ハ其處テ云フカラト云フ積リテ送リタカラ刪ルト云フノテ御座イマシタカ、置キマシテモ差支ナイ積リテ御座イマス

(村田委員) 置イテ宜シイ

(松岡委員) 刪テ宜シイ

(元尾崎委員) 刪ル方カ宜シイ

(西委員) 置テハトウテス

(元尾崎委員) 其レテハ置キマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第四百十八條朗讀ス

第四百十八條 他人ト共ニ又ハ他人ノ爲メニ義務ヲ負擔スル者

ハ保證、連帶及ヒ不可分ノ事項ニ於テ規定シタル如ク他人ノ

免責ノ爲メニ爲シタル辨濟ニ付キ擔保ノ求償權ヲ有ス

又債權者ノ一人カ連帶又ハ不可分ノ義務ノ皆濟ヲ受ケタルト

キハ他ノ債權者ハ其一人ノ收メタル利益ノ分配ニ付キ之ニ對

シテ特別ノ訴權ヲ有セサルトキハ擔保ノ訴權ヲ有ス

(果塚委員) 此條ハ字モ改メマセン修正者ノ云フノハ千二十九條

ニ保證ノ事ガ書イテアル百六十四條以下ニハ連帶ノ事カ書イテア

削除建議第
千二十九條
以下第六
十四條以下
第千八十四
第千九十四
條及ヒ第四
百六十五條
參觀

ル、百八十四條九十四條四百六十五條ニハ不可分ノ事カ書イテア
ルカラ云フニ及ハヌト申シマシタカ他人ノ免責ノ爲メニ爲シタ
ル辨濟ニ付キ擔保ノ求償權ヲ有スト云フノハ必要テ御座イマス詰
リ他人ト共ニ又ハ他人ノ爲メニ義務ヲ負フテ居ル人カ他人ノ爲メ
ニ義務ヲ拂ツタトキハ求償權ヲ生スト云フノハ置キタイノテス前
ノ條トハ違ヒマス

(元尾崎委員) 特別ノ訴權ヲ有セサルトキト云フノハ元トノ義務
者ヘ對シテ特別ノ訴權カナカツタトキハト云フノテスカ

(栗塚委員) 私ト南部サンカ貴君カラ金ヲ拂ツテ貰ツテ私カ一人
テ取ツタ南部サンハ私ニ係ルニ特別ノ訴權カアレハ特別ノ訴權カ
來ル特別ノ訴權カナクトモ擔保ヲ保ツテ來ル

(元尾崎委員) 金ヲ拂ツタ人ノ處ヘ行ク様ダ

(大尾崎委員) 特別ノ訴權ヲ有セスト云フノカ

(南部委員) 代位ノ訴權トカ何トカ種々ノ訴權カアルテス

(元尾崎委員) 同シタ係ツテ行クガ係リ方ガ違ウノダ

(南部委員) 訴權ニ依テ損失カアル其レハ擔保ノ處へ行クト分リ
マス

(大尾崎委員) 物カナイトキハ擔保ヲ行クカ

(元尾崎委員) 分ラン

本條ハ原按ニ決ス

第四百十九條朗讀ス

第四百十九條 擔保ヲ受クル權利チ有スル者ハ訴ヲ受ケタルト

キ民事訴訟法ニ從ヒ擔保人ノ訴訟參加ヲ請求スルコトヲ得

(栗塚委員) 之ハ擔保ヲ受ケタル權利チ有スルモノガ訴ヲ受ケタ

ルトキト云フト訴ヲ受ケタトキニハトナルカラ何時テモ出來ル様
テ御座イマスガ註ヲ讀ヘルト訴ヲ受ケタラ直ク様其當時ニト云フ

意味カアリマス跡テ行クコトハ出來マセン突然訴訟ノ起ル前ニ私
ハ擔保シテ貰ハナケレハナラント云フ訴權ヲ後ニ行クコトノ出來
ナイ訴權ニ訴訟法カナツテ居ルノテ御座イマス防訴ノ抗辯ト云フ
ノデス「擔保ニ付キ權利チ有スルモノハ」トシタイト思ヒマス原
案ノ意味ヲ現ハスニハ當時ト云フノカ必要テソレカラ擔保ヲ受ケ
ルカ宜シイカ擔保ニ付キカ宜シイカト云フト「ニ付キ」ノ方カ宜
シイト云フノテ「當時ニ」ハ是非御置キテ願ヒマス

(松岡委員) 訴訟法ヲハ裁判ノ終リマテハ出來ル

(栗塚委員) 之ハ其時テナケレハナリマセン

(松岡委員) ソウスルト訴訟參加テナイ方カ行カナケレハナラン

(栗塚委員) 先達ノ例テ私カ尾崎サンニ家ヲ賣ツタ處カ尾崎サン
カ南部サンカラ訴ヘラレタ家ヲ賣ツテ安心シテ居ル處カ第三者カ
來テ之ハ私ノモノタト云フトキ尾崎サンカ先ツ待ツテ呉レ御前ニ

答辯スル前ニ栗塚ヲ呼ヒ出シテ吳レト云フノテ栗塚ヲ参加セシメ
ホハナリマセン

(元尾崎委員) ソレテハ當時ト審セント宜シイ

(栗塚委員) 受ケタルトキハト云フト何時出シテモ宜シイ様ニナ
リマス

(大尾崎委員) 審問カ終結ニ至ルマテノ間ナレハ良カロウ

(栗塚委員) ソレハイケマセン次キノ條ニ「擔保人ヲ訴訟ニ参加
セシメスシテ追奪ヲ受ケ又ハ他人ノ債務ヲ辨済シタルモノハ主タ
ル斷權ヲ以テ擔保ヲ要求スルコトヲ得但擔保人カ請求ヲ却下セシ
ムルニ有效ナル方法ヲ有セシコトヲ證明スルトキハ此限ニ在ラス」
トアリマスカラ栗塚ヲ呼ヒ出サントソレハ貴君下手デ御座イマス
私ヲ呼ヒ出サンカラテ御座イマス私ハ擔保シマセント云ヘマス

(元尾崎委員) 擔保ノ權利ヲ有スルモノハテ良カロウト思ヒマス

(清岡委員) 擔保ニ付テノ權利トハ擔保ヲ受クル權利ト云ハナケ
レハナラン

(松岡委員) 私ハ何時シテモ構ハンコトニシタイ

本條「擔保ヲ受クル」ヲ「擔保ニ付キ」ト改ム

第四百二十條朗讀ス

第四百二十條 擔保人ヲ訴訟ニ参加セシメスシテ追奪ヲ受ケ又
ハ他人ノ債務ヲ辨済シタル者ハ主タル斷權ヲ以テ擔保ヲ要求
スルコトヲ得但擔保人カ請求ヲ却下セシムルニ有效ナル方法
ヲ有セシコトヲ證明スルトキハ此限ニ在ラス

(栗塚委員) 證明ノ證ノ字多削リマスソレカラ擔保人カ請求ヲト
云フ「擔保人ガ」ノ下ヘ「前ノ」ノ二字ヲ入レタイト思ヒマス

(元尾崎委員) ナイ方カ宜シイ

(栗塚委員) 入レント尾崎サンニ家ヲ賣ツテ尾崎サンカ南部君カ

ラ訴ヘラレタ其訴ヲ却下セシムルニ有效ナル方法ヲ稟塚ガ持ツテ
 居リマス早ク呼ンデ下サレハ宜シヒニ呼ンテ吳レンカラ訴訟ニナ
 ツタノテアリマスソレテ前ノ請求ト致シマシタ
 (村田委員) 前ノ字ハ無クテモ宜シイ
 (元尾崎委員) 同シ人カ二度ヤツタトキテナケレハ前後トハ云ヘ
 ン之レハ書カン方カ良ク分ル
 (西委員) 分ランコトハナイカ疑ヒカ起ルカ知レン
 (元尾崎委員) 餘リ老婆心タ修正ハ感服シナイ
 (松岡委員) 擔保ヲ請求スルコトヲ得ト云フト擔保人カ其請求ヲ
 逐ヒ下ケルト云フ字ニ讀メル
 (清岡委員) 請求スルトキハアルカ斯フ云フ場合カアルソト云フ
 ノダカラ前ノト云フ字ハ入ラン要求スルコトハ出來ルケレトモ斯
 ク云フ場合ハ出來ント云フノダカラ

民再二ノ二四二

末項削
除建議

(渡委員) 良カロウ
 (榎村委員) 入レテ置コウ
 本條但擔保人カノ下「前ノ」ノ二字ヲ加ヘ「證明スル」ヲ「證
 スル」ト改ム
 第四百二十一條朗讀ス
 第四節 義務ノ諸種ノ体様
 第四百二十一條 義務ハ左ノ場合ニ從ヒテ其體様ヲ變ス
 第一 義務ノ成立ノ單一有期又ハ有條件ナルトキ
 第二 負擔ノ目的ノ單一選擇又ハ任意ナルトキ
 第三 債權者又ハ債務者ノ單數又ハ複數ナルトキ
 第四 義務ノ性質又ハ其履行ノ可分又ハ不可分ナルトキ
 義務ハ其體様ヲ變スルニ從ヒテ其效力モ亦變ス
 働方並ニ受方ノ連帶ノ效力及ヒ契約上ノ不可分ノ效力ハ債

權ノ抵保トシテ第四編ニ之ヲ規定ス

(栗塚委員) 第一ノ單一ヲ單純ト改ム有條件ハ條件ト改メマス

(村田委員) ソレハ宜シイ

(大尾崎委員) 第二モ單純トスルカ

(栗塚委員) 第二ハ單一テ御座イマス

(松岡委員) 單純ト單一ト分ケルカ宜シイ

(栗塚委員) 末項ハ「連帶ノ效力及ヒ合意上ノ不可分ノ效力ハ債權ノ擔保篇ニ之ヲ規定ス」ト致シマス

(松岡委員) ソレナラ第四篇テ良カロウ

(栗塚委員) 四篇トハ云ヘン別々ニシテ出シマスカ

(渡委員) 削除ト云フノハ送り文ケ削ルト云フノテスカ

(栗塚委員) 左様テス

(村田委員) 連帶及ヒ合意上ノ不可分ノ效力トハ云ヘマセン

(栗塚委員) ソレハ云ヘマセン

(清岡委員) 体様ト云フ字ハ前ニモ議論カアツテ様態トナリマシタ様態ハ体様ト違ウ様タカ此度ハ体様トナツタノハドウ云フ譯タロウ

(松岡委員) 何ンテモ分ラン

(清岡委員) 様ト云フ字ヲ除ケテ何態トカ云フ字ハアリマセンカ

(栗塚委員) 義務ノ諸種ノ方法テハ分リマセンカ

(南部委員) 方法テハナイ

(栗塚委員) 義務ノ結ヒ方ノ方法テス

(清岡委員) 何カ良イ字ハアリマセンカ

(松岡委員) 註テハ種類即チ變態ヲ組成スルトアル

(栗塚委員) 英國テハ種類ト云フ處ト同シニ譯シテアリマスカラ

相談致シマシヨウ

(松岡委員) ソレテハ御任セ申シマシヨウ

本條ハ左ノ如ク決ス

第一項「体様」ノ二字ハ未定

第一「單一」ヲ「單純」ト改メ「有條件」ヲ「條件付」ト改ム

末項左ノ如ク改ム

連帶ノ效力及ヒ合意上ノ不可分ノ效力ハ債權ノ擔保篤ニ之ヲ規

定ス

第四百二十二條朗讀ス

第一款 成立ノ單一有期又ハ有條件ナル義務

第四百二十二條 義務ノ成立カ初ヨリ正確ニシテ且即時ニ要求

スルコトヲ得ヘキトキハ其義務ハ單一ナリ

(栗塚委員) 之モ單純有期又ハ條件付ナル義務トナリマス

第一款ノ表題ヲ左ノ如ク改ム

成立ノ單純有期又ハ條件附ナル義務

本條「單一」ヲ「單純」ト改ム

第四百二十三條朗讀ス

第四百二十三條 債權者カ或ル時期前又ハ時期ハ確定セサルモ

必ス到來ス可キ或ハ事件ノ到來前ニ履行ヲ求ムルコトヲ得サ

ルトキハ其義務ハ有期ナリ

當事者ノ定メタル期限又ハ法律ニ依リ許與シタル期限ハ之ヲ

權利上ノ期限トス

債務者ノ爲シ得ヘキ時又ハ欲スル時ニ辨済ス可シト約束シタ

ルトキハ裁判所ハ債權者ノ請求ニ因リ事情ニ從ヒ及ヒ當事者

ノ意思ヲ推定シテ其履行ノ期間ヲ定ム但當事者カ無期ノ年金

權ヲ設定セント欲シタル場合ハ此限ニ在ラス

(栗塚委員) 末項ノ約束シタルトキト云フノハ「辨済スヘシトノ

語辭アルトキハ「ト致シマス約束シテ拂ヘルトキ御拂ヒナサイ欲
スルトキ拂ヒマス」ト云フテソレヲ承知シマシタト債權者カ云ヒマ
シタトキソレヲ擔キ出スノハ契約ニ背クト註ニ説イテアリマス
(清岡委員) 有ルトキ拂ヒノ催促ナシト云フノダ

本條第二項「辨済スヘシト約束シタルトキハ」ヲ「辨済スヘシ
トノ語辭アルトキ」ト改ム

第四百二十四條朗讀ス

第四百二十四條 債務者ハ期限ノ利益ヲ拋棄シテ滿期前ニ其義
務ヲ履行スルコトヲ得但契約ニ因リ又ハ事情ニ因リ當事者雙
方ノ利益又ハ債權者ノミノ利益ノ爲メ期限ヲ定メタル證據ア
ルトキハ此限ニ在ラス
債權者ノミノ利益ノ爲メニ期限ヲ定メタル場合ニ於テハ債權
者モ亦其期限ヲ拋棄スルコトヲ得

民再二ノ二四五

末項削
除建議

當事者カ錯誤ニ因リ滿期前ニ辨済シタル場合ハ第三百八十六
條ニ之ヲ規定ス

(栗塚委員) 之モ削ラン方ガ良カロウト思ヒマス

(横村委員) 三百八十六條ノ規定ニ從フトシタラ良カロウ

(栗塚委員) 其方カ宜シウ御座イマシヨウ「場合ニ於テハ第三百
八十六條ノ規定ニ從フト致シマス

本條末項「場合ハ第三百八十六條ニ之ヲ規定ス」トアルヲ「場
合ニ於テハ第三百八十六條ノ規定ニ從フト改ム

第四百二十五條朗讀ス

第四百二十五條 債務者ハ左ノ場合ニ於テハ權利上ノ期限ノ利
益ヲ失フ

第一 債務者カ破産シ又ハ顯然無資力ト爲リタルトキ

第二 債務者カ財産ノ多分ヲ讓渡シ又ハ其多分カ他ノ債權

者ノ差押チ受ケタルトキ

第三 債務者カ其供シタル特別ノ抵保チ毀滅シ若クハ減少

シ又ハ其豫約シタル擔保チ供セサルトキ

第四 債務者カ填補利息チ拂ハサルトキ

(栗塚委員) 抵保ハ皆擔保ト致シマス

(元尾崎委員) 填補利息ト云フノハ

(栗塚委員) 利息ノ種類カニツアリマス遲延ノ利息ト填補ノ利息ト

アリマス

(南部委員) 遲延シテカラ法律上ノ利息チ帶フルカ遲延利息チ填補

利息ハ豫テ約束シタノテス

(松岡委員) 利息チ上ケルコトカアル上ケルトキ何トカ云ハナケレハ

ナラン

(元尾崎委員) 合意上ノ利息ト云ツタラ良カロウ

民再二ノ二四六

(南部委員) 合意上ノ利息ト云フト合意上ノ利息ト法律上ノ利息

トナル

(元尾崎委員) 此處丈ケハ利息チ拂ハサルトキトシタラ良カロウ

(栗塚委員) 填補利息ト云ハナケレハナラン處ガアリマス

(元尾崎委員) 其時ハ填補ト云フカ宜シイ

(清岡委員) 填補チ拂ハサルトキハトスルガ宜シイ利息ト云フト品

カ悪ハイ

本條「抵保」チ「擔保」ト改ム

第四百二十六條朗讀ス

第四百二十六條 權利上ノ期限ノ有無チ問ハス又執行力チ有ス

ル證書アル場合ト雖モ債務者カ不幸且善意ニシテ債權者カ猶

豫ノ爲メ確實ノ損害チ受ケサル可キトキハ裁判所ハ債務者ニ

相應ナル恩惠上ノ期間チ許與スルコトヲ得

又裁判所ハ右ト同一ナル條件ニ從ヒ債務ノ一分ツ、ノ履行ヲ許スコトヲ得

右ニ反スル要約ハ總テ無効ナリ

(元尾崎委員) 年賦ニテ返セト云フコトダ

(松岡委員) 之ハ六ヶ敷イモノダ伊太利ノ民法採ハ之ハ採ラナイ

(元尾崎委員) 日本採テハ訴へ出ルマテニハ充分云ヘル

(松岡委員) 舊幕時分ニハ割拂ヒト云フノカアル

(西委員) アル方カ宜シイ

本條ハ原案ニ決ス

第四百二十七條朗讀ス

第四百二十七條 恩惠上ノ期間ヲ得タル債務者ハ第四百二十五條ニ定メタル原因ニ由リテ之ヲ失フノ外尙ホ左ノ場合ニ於テモ之ヲ失フ

第一 債務者カ逃亡シ又ハ住所ヲ去リテ債權者ニ其居所ヲ隠秘スルトキ

第二 債務者カ一ヶ年以上ノ禁錮ノ刑ヲ受ケタルトキ

第三 債務者カ言渡ヲ受ケタル條件ノ一ヲ行ハサルトキ

第四 債務者カ法律上ノ相殺ヲ爲シ得ヘキ場合ニ於テ自ラ其債權者ノ債權者ト爲リタルトキ

恩惠上ノ期間ハ裁判所ニ於テ更ニ之ヲ延フルコトヲ得ス

(村田委員) 第二ハ一年以上ノ禁錮ニ處セラレタルトキテ御座イ

マス

(南部委員) 受ケタルカ宜シイ

(松岡委員) 受ケタルト云フト過去ニナリハセンカ

(南部委員) 處セラレタルト云ツテモ同シコトダ

(元尾崎委員) 言渡サレ、ハ過去ダ

(村田委員) 禁錮ニ處セラレタルテ宜シイ

本條ハ原案ニ決ス

第四百二十八條朗讀ス

第四百二十八條 當事者又ハ法律カ義務ノ發生又ハ消滅ヲ未來

且不确定ノ事件ノ有無ニ繫ラシムルトキハ其義務ハ有條件ナ

リ此條件ハ第一ノ場合ニ於テハ停止ニシテ第二ノ場合ニ於テ

ハ解除ナリ

又物權ハ主タルト從タルトヲ問ハス之ヲ停止又ハ解除ノ條件

ニ繫ラシムルコトヲ得

(栗塚委員) 最初ノ譯ヲ變シマシテ「當事者又ハ法律カ義務ノ發

生又ハ消滅ヲ」ト致シマシタカ初メニハ解除トアリマシタ原文ニ

モ解除トアリマスカラ解除トスル方カ良カロウト思ヒマス消除ト

解除ハ結果カ速ヒマス

(清岡委員) 消滅ノ方カ良クハナイカ

(栗塚委員) 消滅ト解除トハ違ヒマス

(三島委員) 義務ノ發生ヲ義務ノ停止トヤツテハトウデス

(元尾崎委員) 棄テルト云フ意味タカラ義務ノ廢棄ヲトシタラ良

カロウ

(南都委員) 裁判ノ廢棄ト云フ字カアルカラ廢棄ハ惡ルイ

(三島委員) 取消テ御座イマシヨウ

(栗塚委員) 註ニモ「義務ノ形ヲ遺ル又ハ解除ニ」トアリマス廢

罷解除消滅ノ三ツハ取消ノ原由ニナリマス

(松岡委員) 解除ノコトヲ消滅ト云フテ居リマス

(栗塚委員) 既往ニ廻ツテ消滅スト云ハレマスマイ

(松岡委員) 五百八十四條ニ四百二十九條ヲ引イテアレ合意ノ解

除ニ因テ義務ハ消滅ストアル

(栗塚委員) 消ヘルト云フ專柄ヲ指スト云フノト同シタカラ

(南部委員) 若シソウナウナレハ原語ヲ改メテカニシタイ

(松岡委員) 之ハ消滅カ宜シイ

(栗塚委員) 消滅テ御座イマス

(南部委員) 之ハ起案者ニ聞クカ宜シイ

(板村委員) 原書ハトウ書イテアリマスカ

(栗塚委員) 原書ハ解除トアリマスカ原文ヲ消滅ト改メタカラ原

文ヲ直シテ呉レト云フコトテ御座イマス二項ハ又ト云フ字ヲ削ツ
テ物權モ又ト致シマシタ

(元尾崎委員) 一項ハ物權ニ關係シマセンカ

(栗塚委員) 關係致シマセン人權ヲ譯イテアリマスカラ

(清岡委員) 物權モ又ト云フト上ノ項モ主タルト從タルト之間ハ
スト云フコトハ同シコトニナル

(南部委員) ソウテス

(栗塚委員) 三條テ人權ノ主從ハ誠ニ僅カナモノテ御座イマスカ
ラ

(三島委員) 主從之間ハスデ宜シウ御座イマス

(松岡委員) ソウ致シマシヨウ

(清岡委員) 主タルト從タルト之間ハステ置イテ實ヒマシヨウ

(南部委員) 元トノ通りカ宜シイ

本條「消滅」ノ二字ハ起案者ニ質問スルコトニ決シ「有條件」
ヲ「條件附」ト改ム

第二項「又物權ハ」ヲ「物權モ亦」ト改ム

第四百二十九條朗讀ス

第四百二十九條 停止條件ノ成就スルトキハ契約ノ日ニ遡リテ
其效ヲ生ス

解除條件ノ成就スルトキハ當事者チシテ契約前ノ各自ノ地位ニ復セシム

本條ハ原案ニ決ス

第四百三十條朗讀ス

第四百三十條 停止又ハ解除ノ條件カ成就セサル間ハ當事者ノ各自ハ條件チ帶ヒタル權利チ其儘ニ第三者ニ授與スルコトヲ得

然レトモ其條件チ第三百六十七條以下ニ定メタル方法ニ從ヒテ公示シタルニ非サレハ當事者ノ一方又ハ其承接人ハ之ヲ以テ他ノ一方ノ承接人ニ對抗スルコトヲ得ス

本條ハ原案ニ決ス

第四百三十一條朗讀ス

第四百三十一條 解除條件チ帶ヒタル權利チ有スル者ノ善意ニ

出テ且法律ニ從ヒテ爲シタル管理ノ行爲ハ第三者ノ利益ノ爲メニ之ヲ保持ス

解除條件チ帶ヒタル權利チ有スル當事者ノ一方ト第三者トニ對シテ言渡サレタル判決ハ他ノ一方ノ當事者又ハ其承接人之チ授用スルコトヲ得

然レトモ右判決ハ他ノ一方ノ當事者又ハ其承接人チ異議申述ノ爲メニ訴訟ニ召喚セサリシトキハ之ヲ以テ其當事者又ハ承接人ニ對抗スルコトヲ得ス但其判決カ管理ノ行爲ノミニ關スルトキハ此限ニ在ラス

(南都委員) 何ゼ言渡サレタルト云フダロウ

(村田委員) 言渡シタルテ宜シイ

(清岡委員) 言渡サレタルカ宜シイ

(北島委員) 人民カラ見ルノダカラ言渡サレタルカ宜シイ

(南都委員) ソウスルト第三者ガト云ハナケレハナラン

(三島委員) 曾渡アリタルトシテモ宜シイ

(元尾崎委員) 第三者ノ利益ノ爲メニ之ヲ保持スト云フノハ何ウ云フコトカ

(横村委員) 第三者ハ解除條件ヲ約シタ人ニナリハセンカ

本條ハ原案ニ決ス

第四百三十二條朗讀ス

第四百三十二條 條件ノ成就シタルトキハ物又ハ金錢ヲ引渡シ

又ハ返還ス可キ當事者ハ其成就セサル間ニ收取シ又ハ満期ト爲レル果實若クハ利息ヲ交付スルコトヲ要ス但當事者間ニ反對ノ意思アル證據カ事情ヨリ生スルトキハ此限ニ在ラス

本條ハ原案ニ決ス

第四百三十三條朗讀ス

第四百三十三條 契約ノ主タル目的ヲ不能又ハ不法ノ條件ニ繋ラシノタルトキハ其契約ハ無効ナリ

當事者ノ一方カ或ハ禁止ノ所爲ヲ行ヒ又ハ本文ノ責務ヲ盡ササルニ因リテ自己ニ利ヲ得或ハ禁止ノ所爲ヲ行ハス又ハ本分ノ責務ヲ盡スニ因リテ自己ニ害ヲ受ク可キトキハ其條件ハ不法ナリ

不能又ハ不法ノ條件カ契約ノ從タル效力ノミニ關スルトキハ其約款ノミ成立セス

(三島委員) 本條ハ契約ヲ合意ト改メマス再調査ヲ段々變ツタコトカ御座イマス不能ト云フ字ハ熱海ヲ論シマシタカ今村モ當ラント申シマシタ私ハ知りマセンガ後ノ方テハ不能ハ不可爲トナツテ居リマス不能ト云フト自分ガ出來ナイト云フノチ不能ト云フノテス外カテ障リカアツテシヨウト思ツテモ出來ンノハ不能テハナリ

マセンシヨウト思ツテモ出來ナイト云フノハ不能テハナイソウス
ルト不可分ノ例ヲ不可爲トナリマス不可ト云フコトハ日本テハ禁
止ノ言葉ニナツテ居リマスガ支那テハ禁止ノ文ニナツテ居リマセ
ン

(南部委員) 報告委員ハ皆不能テ宜シイト云フコトヲ御座イマス

(村田委員) 不能カ宜シイ

(元尾崎委員) 不能ノ説キ明シカナイ

(三島委員) 不可爲ハ爲テハナラント聞ヘル様ニナリマスカラ不
可分ト云フノハ分タレント云フノテ御座イマス

(大尾崎委員) 泰山ヲ狹ンテ北海ヲ渡ルト云フノカ不能ダ

(三島委員) 不得爲ト云フ説モアリマシタ

(元尾崎委員) 爲スコト能ハサルカウ不能ガ宜シイ

(三島委員) 不能テハ先キへ行ツテ通ラナクナリマス

(大尾崎委員) 通ラナクナル處マテヤツテ見マシヨウ

本條ハ「契約」ヲ「合意」ト改ム

第四百三十四條朗讀ス

第四百三十四條條件カ偶然ナルトキ又ハ其全部若クハ一分カ要
約者ノ隨意ナルトキ諸約者カ其成就ヲ妨ケタルニ於テハ其條
件ハ之ヲ成就シタルモノト看做ス

(松岡委員) 全部一分ハヤメラレン

(南部委員) 全部一分カナイト一分妨ケタノタカラトウスルカト
云フ論カ起ル

(元尾崎委員) 用益者ト云フト權利ノアル方テスカ

(南部委員) ソウテス

本條ハ原案ニ決ス

第四百三十五條朗讀ス

第三百三十五條 條件カ全ク當事者ノ一方ノ同意ナルトキハ他ノ一方ハ其成否ヲ決ス可キ或ル期間ヲ定メント裁判所ニ請求スルコトヲ得

(元尾崎委員) 定メントコトヲスルカ宜シイ

(三島委員) 「定メントコトヲ」トシテ下ノコトハ削ツタ方カ宜シイ

(横村委員) ソレカ宜シイ

本條「定メント」ヲ「定メントコトヲ」ト改メ請求スルノ下「コト」ノ一字ヲ削ル

第四百三十六條朗讀ス

第四百三十六條 有爲條件ノ爲メ當事者又ハ裁判所カ或ル期間ヲ定メタル場合ニ於テ事件カ到來セスシテ此期間ヲ経過シタルトキハ其條件ハ之ヲ成就セサルモノト看做ス又條件ノ成否

ノ爲メ期間ヲ定メタルト否トチ問ハス事件ノ到來セサルコトノ確實ト爲リタルトキハ又同シ

無爲條件ノ爲メ或ル期間ヲ定メタル場合ニ於テ事件カ到來セスシテ此期間ヲ経過シタルトキハ其條件ハ之ヲ成就シタルモノト看做ス又其期間ヲ定メタルト否トチ問ハス事件ノ到來セサルコトノ確實ト爲リタルトキハ又同シ

右款レノ場合ニ於テモ裁判所ハ當事者ノ定メタル期間ヲ延ブルコトヲ得ス

(南部委員) 之ハ報告委員テハ有爲無爲ヲ有明無明トシタ方カ宜シイ有爲無爲ヲハ爲ス有ル條件爲ス無キ條件トナリマスカラ

(北島委員) 有明無明カ宜シイ

(村田委員) 之ハ元老院テハ期有期無トシタガ其方ガ宜シイ

(南部委員) 之ハ有無ノコトヲ云フノタカラ期ノ字ハ種カデナイ

(渡委員) 「ボンチーブ」ト「ネガチーブ」ダカラ

(清岡委員) 有明無明カ宜シイ

(元尾崎委員) 期有カ宜シイ

(樺村委員) 有明無明カ多數ダ

(南部委員) ソレカラ確實トナリタルトキモト致シマス看做スノ
下ノ又ハナイ方カ宜シイ之ヲ削ラント是レ々々モ那同シトナサマ
スカラ

(三島委員) 削ルカ宜シイ

本條第一項「有爲」ヲ「有明」ト改メ看做スノ下「又」ヲ削リ
「トキハ亦」ヲ「トキモ亦」ト改ム

第二項「無爲」ヲ「無明」ト改メ看做スノ下「又」ヲ削リ「ト
キハ亦」ヲ「トキモ亦」ト改ム

第四百三十七條朗讀ス

第四百三十七條 當事者ノ一方又ハ雙方カ條件ノ成就又ハ不成

就ノ前ニ死亡シタルトキハ契約ノ效力ハ其相續人ニ對シ働方
又ハ受方ニテ存在ス但條件カ其性質ニ因リ又ハ當事者ノ意思
ニ因リテ要約者又ハ諾約者ノ一身ノミニ附着シタルトキハ此
限ニ在ラス

(元尾崎委員) 「働方受方」ハ削ルノテハナイカ

(三島委員) 場所ニ因テ削リマス

(南部委員) 之ハアル方カ宜シイ

本條ハ原案ニ決ス

第四百三十八條朗讀ス

第四百三十八條 條件カ如何様ニ成就ス可キヤ又如何ナル時ニ
成就シ又ハ成就セスト看做サル可キヤヲ知ルノ問題ハ當事者
ノ明示又ハ默示ノ意思ニ從ヒテ之ヲ決ス其條件ノ一分ノ成就

ヨリ生ス可キ效力ニ付テモ亦同シ

(松岡委員) 問題ト云フ字ハ可笑シイカラ「知ルハ」トスルカ宜シイ

(清岡委員) 「知ルハ」カ宜シイ

(大尾崎委員) 問題ハ入ラン

(渡委員) 原文ニハアルヲ削ツテモ不都合ハナイ

(清岡委員) 前ニ分ルコトニ關スルコトハトアツタガソレチ置イ
タラ良カロウ

(村田委員) 「知ルハ」ガ宜シイ

(南部委員) 「知ルコトハ」カ良カロウ

本條「知ルノ問題ハ」チ「知ルコトハ」ト改ム

第四百三十九條朗讀ス

第四百三十九條 約束シ又ハ讓渡シタル物カ諾約者又ハ讓渡人

民再二ノ二五五

ノ過失ナクシテ停止條件ノ成就前ニ其價格ノ全部ヲ喪失シ又
ハ其過半ノ毀損ヲ受ケタルトキハ契約ハ之ヲ成就セスト看做
シ且孰レノ方ヨリ何等ノ要求ヲモ爲スコトヲ得ス
之ニ反シ解除條件ヲ以テ約束シ又ハ讓渡シタルトキハ右同一
ノ喪失又ハ毀損ハ要約者又ハ讓受人ノ權利ヲ確定シテ其負擔
ニ歸シ且何等ノ返還ヲモ要求スルコトヲ得ス
前二項ノ場合ニ於テ喪失又ハ毀損カ價格ノ半ヲ超エサルトキ
ハ條件ノ成就ハ契約ノ效力ヲ生ス

(南部委員) 約束ハ諾約トナリマス

(清岡委員) 何レノ方ヨリモダ

(樺村委員) 何レノ方ヨリモ何等ノ請求ヲ爲スコトヲ得スダ

(元尾崎委員) 只ヤルト云フ約束カアツタトキハ

(南部委員) ソレハ燒ケテ仕舞ヘハ仕方ガナイ

(元尾崎委員) 半分焼ケタトキハ

(南部委員) 半分焼ケタトキハ議論ガアル

(元尾崎委員) 七分通り焼ケタラヤラント云フノハ理窟カ立タン

(南部委員) 家カ焼ケテ罹障カ残ツタトキモ效力チ生ステ賣買チ

ヤラナケレハナランカラ何レニモ論カアル仕方ナイ目チ眠ツテ半

分ニ定メタノテ據ナイ

本條「約束」チ「諾約」ト改メ「契約」チ「合意」ト改ム

第四百四十條朗讀ス

第四百四十條 當事者ノ一方カ喪失又ハ毀損ノ責ニ任ス可キトキ

ハ他ノ一方ハ自己ノ選擇チ以テ或ハ損失ノ替償ト共ニ契約ノ

履行チ請求シ或ハ損害ノ賠償ト共ニ其解除チ請求スルコトチ

得

(栗塚委員) 替償ハ價金トナリマス

民再二ノ二五六

(元尾崎委員) 二重取りニナリハセヌカ

(栗塚委員) 焼ケトキハ金テ取り残ツタモノテ取ルソレモ皆止メ

テ損害賠償チ取ル

(清岡委員) 之ハ前ニ大變議論カアツタ頗ル道理ニ違フト云フノテ

之ハ現存物ニ付テ代價チ定メテ取引チ爲セルカ宜シイト云フ説カ

アツテ尙ホ原案者ニ就テ能ク討議シヨウト云フコトカ書キ付ケテア

ルガ之ハ少シ酷イ

(大尾崎委員) 實際格別斯ウ云フコトハナイ我レノ子カ生マレナ

ケレハ貴様ニ之チヤルト云フコトハナイ

本條ハ「替償」チ「價金」ト改メ「契約」チ「合意」ト改ム

第四百四十一條朗讀ス

第四百四十一條 凡ソ雙務契約ニハ當事者ノ一方カ義務チ完全

ニ履行セサル場合ニ於テ義務チ履行シ又ハ履行ノ言込チ爲セ

ル他ノ一方ノ利益ノ爲メ常ニ解除條件ヲ包含ス

此場合ニ於テ解除ハ當然ニ行ハレス損害ヲ受ケタル一方ヨリ
之ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス然レトモ裁判所ハ第四百二
十六條ニ從ヒ他ノ一方ニ恩惠上ノ期間ヲ許與スルコトヲ得

(栗塚委員) 當然ニト云フ三ノ字ヲ削ツタ方カ良カロウト思ヒマ
ス

(横村委員) 削ツタ方カ宜シイ

本條當然ニノ「ニ」ノ字ヲ削ル

第四百四十二條朗讀ス

第四百四十二條 當事者ハ前條ノ解除ヲ行ハサル旨ヲ明約スル
コトヲ得

又當事者ハ履行ノ遲滞ニ付セラレタル一方ニ對シ解除ノ當然
ニ行ハル可キ旨ヲ明約スルコトヲ得然レトモ遲滞ニ付セラレ

民再二ノ二五七

タル一方ハ自己ニ對シテ他ノ一方カ其解除ヲ申立ツルニ非サ
レハ自己ヨリ之ヲ申立ツルコトヲ得ス

(元尾崎委員) 明約スルコトヲ得ト云フノハ云フテ置カンデモ良
カロウ

(栗塚委員) 明カニ云フテ置カナケレハイケマセン

(清岡委員) 之モ當然ニノ「ニ」ノ字ヲ削ルカ

(栗塚委員) 削リマス

本條當然ニノ「ニ」ノ字ヲ削ル

第四百四十三條朗讀ス

第四百四十三條 不履行ノ爲メニ損害ヲ受ケタル裁判上ニテ請
求セス又ハ明示ノ解除ノ場合ニ於テ未タ之ヲ援用スル旨ヲ述
ヘサル間ハ其解除ヲ拋棄スルコトヲ得

本條ハ原案ニ決ス

第四百四十四條朗讀ス

第四百四十四條 裁判上ニテ解除ヲ請求シ又ハ當然ニ行ハレタル解除ヲ援用スル當事者ハ其受ケタル損害ノ賠償ヲ要求スルコトヲ得

本條ハ當然ニノ「ニ」ノ字ヲ削ル

第四百四十五條朗讀ス

第四百四十五條 當事者ハ其權利カ停止條件ニ服シ又ハ其訴權カ權利上若クハ恩惠上ノ期限ノ爲メニ阻止ヲ受クルト雖モ其間ニ於テ本法及ヒ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ自己ノ權利ノ保存處分ヲ爲スコトヲ得

(栗塚委員) 「條件ニ服シ」ハ「條件ニ繋リ」ト致シマス

本條「條件ニ服シ」ヲ「條件ニ繋リ」ト改ム

第四百四十六條朗讀ス

民再二ノ二五八

本條削
除建議

第四百四十六條 賣買契約ニ於テ特ニ慣用スル隨意ノ停止又ハ

解除ノ條件ハ第六百六十六條乃至第六百六十九條ニ於テ之ヲ規定ス

(松岡委員) 之ハ本當ノ送リタ

(栗塚委員) 之ヲ定ムヲ止メテ條件ハ何々ニ從フトヤリマスカゾウスレハ送リテナイ様ニナリマシヨウ

(南部委員) ソウスルト條件ニ付テハトシナケレハナラン

(村田委員) ソレカ宜シイ

本條「條件ハ」ヲ「條件ニ付テハ」ト改メ「ニ於テ之ヲ規定ス」ヲ「ノ規定ニ從フト」ト改ム

第二款 負擔ノ目的ノ單一選擇又ハ任意ナル義務

第四百四十七條朗讀ス

第四百四十七條 義務ヲ特定物、定量物或ハ物ノ聚集又ハ財産

留保

ノ包括ヲ目的トスルチキハ其義務ハ單一ナリ

又義務カ同時又ハ順次ニ各別ナル數箇ノ供與チ爲スチ目的ト
スル場合ト雖モ唯一又ハ連繫ノ契約ヲ以テ其供與チ負擔シタ
ルトキハ尙ホ其義務ハ之ヲ單一ナリト看做ス

右款レノ場合ニ於テモ債務者ハ負擔シタル總テノ物チ供與ス
ルニ非サレハ其義務チ免カルコトヲ得ス

(栗塚委員) 「義務カ一個又ハ數箇ノ特定物」ト致シマシタ前チ
御覽ニナルト餘程簡略ニナツテ居リマス特定物カ一ツト見ラレテ
ハ困リマスカラ

(南部委員) 次ノ條ニ各別ナル數箇ノ下トアリマス

(村田委員) 成程宜シイ

(栗塚委員) 第二項ハ數箇ノ供與チ目的ト致シマス爲スチ目的ト
スルテハアリマセン

民再二ノ二五九

(村田委員) 一個又ハ數箇ノ特定物ト云フト其下ニ又ハガナケレ
ハナラン

(栗塚委員) 又ハチ入レテモ宜シウ御座イマス

(南部委員) ソレデ聚集ノ下ノ「又ハ」ヲ削ツテ點ヲ打ツテ財產
ノ包括ト致シマスソレカラ上チ一個若クハトスル

(栗塚委員) ソレカ宜シウ御座イマス

本條第一項左ノ如ク改ム

義務カ一個若クハ數箇ノ特定物、又ハ定量物或ハ物ノ聚集、財
産ノ包括ヲ目的トスルトキハ其義務ハ單一ナリ

第二項「供與チ」ノ下「爲スチ」ニ三字ヲ削リ「契約」チ「合
意」ト改ム

第四百四十八條朗讀ス

第四百四十八條 義務カ各別ナル二箇又ハ數箇ノ目的チ有スル

モ債務者カ其中ノ一箇又ハ數箇ノ供與ヲ爲スニ因リテ義務カ
免カル可キトキハ其義務ハ選擇ナリ

供與ス可キ物ノ選擇ハ債務者ニ屬ス但其選擇ヲ債權者ニ許與
シタルトキハ此限ニ在ラス

然レトモ債務者ハ選擇ニテ負擔シタル數箇ノ物ノ各ノ一分ヲ
受クルコトヲ債權者ニ強ヒ又債權者ハ其各ノ一分ヲ與フルコ
トヲ債務者ニ強フルコトヲ得ス

本條ハ原案ニ決ス

于時正午閉會

民法草案財產篇再調査案議事筆記 第十回

民法草案財産篇再調査議事筆記第十回 自第四百四十九條至第四百八十二條

明治二十一年十月八日午前第八時三十五分開會

第四百四十九條朗讀ス

第四百四十九條 選擇ヲ有スル當事者ノ執レタルチ問ハス二箇

ノ物ノ一カ意外ノ事又ハ不可抗ノ力ニ因リテ滅失シタルトキ

ハ義務ハ單一ト爲リテ其殘ル所ノ物ニ存ス

二箇ノ物カ共ニ全部滅失シタルトキハ義務ハ消滅ス

二箇ノ物ノ一カ意外ノ事又ハ不可抗ノ力ニ因リテ其價ノ半額

ヨリ多キ部分ヲ喪失シタルトキハ其物ハ債務者ノ選擇ノ目的

タルコトヲ得ス

(栗塚委員) 之ハ何モ修正ハ御座イマセン

(元尾崎委員) 三分通り損シタノハ選擇ノ效ガアルノカ

(南部委員) ソウテス

(元尾崎委員) 半額デモダロウ

(南部委員) 半額ヨリ多クナケレバナラン

(元尾崎委員) 何レカラ云フノダ

(栗塚委員) ソレハ次キノ條カラ始マリマス

(渡委員) 先日ノ半分ト云フ比例ヲ取ツタノハ此處カラ出タノダ

(南部委員) ソウテス

(元尾崎委員) 之ハヤル方ニモ貰ウ方ニモニツニ懸ツテ居ルノタ

ロウ

(栗塚委員) 乍様デス義務者ニモ權利者ニモデス

(元尾崎委員) 日本デハ何ウ云フ具合ニヤツテ居ルカ

(南部委員) 減多ニヤルモノテハアリマセン

(栗塚委員) 五十六條マデ御覽ニナラント分リマセン債務者ニ權

ノアツタトキ債權者ニ權ノアツタトキデス

(渡委員) 減失ト云フ字ニ論ガアツテ覺書ガシテアルガ何ゾ趣意

ガアツタノテハナイカ

(松岡委員) 減失モ喪失モ同シコトダロウ

(清岡委員) 元トノ四百五十一條ヲ直シタノテス

(栗塚委員) 起案者ガ直シテ來タノテアリマス四十九條ハ元トノ

五十三條デ御座イマス

(松岡委員) 債權者ガ選ウト云フ權ガ出來ルカ知ランガ債務者ガ

選ウト云フコトハ減多ニ出來マイ

(大尾崎委員) 實際成リ立ツマイ

(栗塚委員) アリマシヨウ仙臺米カ肥後米カ米テサヘアレハ宜シ

イト云フト仙臺米ナラ幾ラ、肥後米ナラ幾ラト云フコトナリマス

カラ

(松岡委員) 之ハ確定物デナケレハイケヌ

(栗塚委員) 確定物ニシテモ下總ノ雜種カ鬼神戸カト云フノテ御座イマスカラ隨分アリマシヨウ又三益社ト云フ様ナ家ヲ競賣スル處モアリマスカラ

(村田委員) 此處丈ケデハ容易ニハ分ラン

(栗塚委員) 五十六條マデ讀ンダ上デ全部ヲ御考ヘ下サラヌト分リマセン

本條ハ原案ニ決ス

第四百五十條朗讀ス

第四百五十條 選擇ヲ有スル當事者カ數人ノ相續人ヲ遺シテ死亡シタルトキハ其相續人ハ不可分義務ニ關シ規定シタル如ク唯一ノ選擇ヲ行フ爲メ協合スルコトヲ要ス
債務者カ實物ノ提供ヲ爲シ又ハ債權者カ合式ノ請求ヲ爲シテ一旦有效ニ行フタル選擇ハ他ノ當事者ノ承諾アルニ非サレハ

之ヲ取消スコトヲ得ス

(松岡委員) 二項ハ一旦定メレハ勝手ニハ變ヘラレヌト云フノテ別ニ深い意味ハアルマイ

本條ハ原案ニ決ス

第四百五十一條朗讀ス

第四百五十一條 選擇カ債務者ニ屬スル場合ニ於テ二箇ノ物ノ一カ其過失ニ因リテ滅失シタルトキハ義務ハ殘ル所ノ物ニ存シ債務者ハ滅失シタル物ノ價金ヲ與ヘテ其義務ヲ免カルコトヲ得ス

(松岡委員) 代價ニシタイ

(栗塚委員) 今迄「價額」トヤツテ居タノテス

(三島委員) 價額ヲ與ヘルト云フノハ可笑シイカラ「價金」トシタノデ御座イマス

(北島委員) 代價ト云へハ金ト云ハスシテ分ツテ居ル

(村田委員) 用益權ノ處ニ價金ト云フコトガアル

(松岡委員) 前ニアツテモ文字ノ調査チスル譯ダカラ代價ガ良ケ

レハ「代價」ニスルガ宜シイ

(村田委員) 五十七條ニ「價金」トアル

(渡委員) 「價金」デ宜シイ

(元尾崎委員) 「價金」デ宜シイ

本條ハ原案ニ決ス

第四百五十二條朗讀ス

第四百五十二條 同上ノ場合ニ於テ二箇ノ物ノ一カ債權者ノ過失ニ因リテ滅失シタルトキハ債權者ハ義務チ免カル但債權者ハ自己ノ選擇チ以テ殘ル所ノ物ヲ與へ滅失シタル物ノ價金チ要求スルコトヲ得

二箇ノ物カ共ニ債權者ノ過失ニ因リテ滅失シタルトキハ債權者ハ自己ノ選擇チ以テ一箇ノ物ノ價金チ要求スルコトヲ得
二箇ノ物カ一カ債權者ノ過失ニ因リ一ハ意外ノ事ニ因リテ同時ニ滅失シタルトキハ債權者ハ義務チ免カレ債權者ニ對シテ價金チ要求スルコトヲ得ス

(栗塚委員) 此ノ「價金」トアルノハ皆「價金」ノ間違ヒデ御座イマス

(清岡委員) 自分ノ物ダカラ「價金」トシタノデハナイカ自分ノ物ヲ債權者ノ方デ破ツタノダカラ「價金」ト直シタノテハナイカ

(元尾崎委員) 末項ハ「價金」タロウ

(栗塚委員) 「價金」デ御座イマス

(清岡委員) 此ハ必ラス間違ヒデナイ故アツテシタノダロウ其レデ悪ルイ云フナラ格別ダケレトモ寫字ノ間違ト云フコトハアリマ

スマイ

(南部委員) ソレソウテ御座イマシヨウ

(栗塚委員) 一項ハ少シ意味ガ原案ト違ウダロウト思ヒマス但債務者ハ自己ノ選擇ヲ以テ殘ル處ノ物ヲ與ヘテ滅失シタル物ノ額ヲ償還セシムルコトヲ選ウトキハ此限ニ在ラズト致シマシタ

(松岡委員) 意味ニ違ヒハ無カロウ

(渡委員) 之ハ「償金」ノ方ガ良イノデハナイカ

(南部委員) 義務ヲ免カルト云ツテ但ニナルト云フノハ文章ガ變デハナイカ義務ハ免カル、ケレトモ是レ丈ケノコトハ出來ルト云フト惡ルイ元トノ原案ノ通りニシテ債務者ハ義務ヲ免カル但債務者ハ殘ル處ノ物ヲ與ヘテ云々トスレハ宜シイ義務ト云フノハ彼方ニ選擇スル權カアツテ此方ハソレヲ受ケナケレハナラン義務ダカラ元トノ譯ニシテモ但ハ宜シイカ知レンガ總体ノ意味ハ受ケガ惡

民再二ノ二六四

ルイ

(村田委員) 但モ之デ宜シイデハナイカ

(南部委員) 義務ヲ免カル、ケレトモガト云フト甚ダ惡ルイ、コウ云フ文ハ決シテ無イ

(村田委員) 義務バカリデナイ與ヘレバ取ルコトモアルカラ

(南部委員) 免カルト云ヘバ此限ニ在ラズト云ハナケレハ文章ノ響キガ惡ルイ

(清岡委員) 併シ大体ノ處ハ再調査ノ方ガ良カロウト思フ

(松岡委員) 再調査ノ方ガ多數ノ様ダガソウスルト「償金」トシマスカ「償金」トシマスカ

(栗塚委員) 「償金」トシナケレハナリマセン

(委員長) 修正案ノ通りニスレハ物ヲ與ヘ又ハトシナケレハ具合ガ惡ルイダロウ、少シ南部サンノ云フ様ナ氣味ガアル

(栗塚委員)	物ノ償金ト云フコトガ云ヘルカ知ラヌ
(三島委員)	滅失カラ成ルノデス
(南部委員)	五十三條ニハ物ノ償金トアル
(村田委員)	末項ノ處ハ意外ノ事ガアツテ不可抗力カナイ
(栗塚委員)	遁入ツテ居ル積リデス
(松岡委員)	意外ノ事ト云ヘハ不可抗力モ遁入ル
(三島委員)	駁ニナツテ居リマス
(栗塚委員)	御入レニナツテハ如何デス
(委員長)	ソソナラ入レマシヨウ
(栗塚委員)	「意外ノ事又ハ不可抗力」ト入レマス
(村田委員)	「償金」ト直スト前カラ「償金」ト云ハヌト可笑シ
イ	
(南部委員)	原文ノ償還セシムルト云フ處丈ケ「償金」ト直スノ

デ原文ニ「償金」ト云フノチ「償金」ト直スハ良クナイ	
(村田委員)	ソソナラ今ノモ「償金」トシナケレハナラン五十一條ノ「償金」モ同シコトダ
(松岡委員)	ソソナラ五十二條モ「償金」トスルカ
(栗塚委員)	「償金」トシナケレハ行ケマスマイ
(横村委員)	五十三條ニモ「償金」
(清岡委員)	債務者ガ自分デ駁ノタトキ「償金」トシテアル様ダ
債權者ガ駁ノタトキハ「償金」トアルソレデナケレハ償還ト云フ字ガ出テ来ナイ其レデ再調査ノ方デ變ヘタノダロウ	
(南部委員)	五十四條ニハ「償金」トアル
(元尾崎委員)	之ハ原案ノ方ガ宜シイ原案デハ「償金」ト云フコトモ「償金」ト云フコトモアルカラ宜シイガソレチ「償金」ト直スハ良クナイ

(栗塚委員) ソレガ宜シウ御座イマシヨウ

(元尾崎委員) 債權者ニ與フト云フトキハ「價金」トシテ債務者ノ返スト云フトキハ「價金」トスレハ宜シイ

(松岡委員) 「價金」ノ償還ヲ要求スルコトヲ得

(南都委員) 元トノ通りデ宜シイ

(栗塚委員) 「價金」ト云フ字ヲ出シタリ「價金」ト云フ字ヲ出シタリスルヨリ「價金」ト云フ字バカリニシタ方ガ宜シウ御座イマシヨウ

(松岡委員) 「價金ヲ要求スルコトヲ得」トシテ此方カラ價金ヲ與フトスレハ宜シイ

(榎村委員) 「價金」ト云フノハ筆者ノ誤リカ

(栗塚委員) 私ハ誤リト云フ位デス

(清岡委員) 此ノ通りデ宜シイ

(渡委員) ソレニモ場合カアツテ「價金」ト云フ場合モアル

(栗塚委員) 事柄ニ違ヒハアリマセン

(大尾崎委員) 決シタカラ良カロウ

本條第三項「意外ノ事」ノ下ヘ「又ハ不可抗力」ノ六字ヲ加フルコトニ決ス

第四百五十三條朗讀ス

第四百五十三條 契約ヲ以テ債權者ニ選擇ヲ與ヘタル場合ニ於テ二箇ノ物ノ一カ債務者ノ過失ニ因リテ滅失シタルトキハ債權者ハ殘ル所ノ物ヲ要求シ又ハ滅失シタル物ノ價金ヲ要求スルコトヲ得

二箇ノ物カ共ニ債務者ノ過失ニ因リテ滅失シタルトキハ債權者ハ自己ノ選擇ヲ以テ一箇ノ物ノ價金ヲ要求スルコトヲ得二箇ノ物カ一ハ債務者ノ過失ニ因リ一ハ意外ノ事ニ因リテ同時

ニ滅失シタルトキモ亦同シ

(三島委員) 之モ「不可抗力」ガ入りマスカ

(松岡委員) ニツトモ消滅シテ仕舞ツタラ消滅ダロウ

(栗塚委員) 二箇ノ物ノ一箇ハ債務者ノ不調法デ、一箇ハ冒濫ガ

落チテ毀ハレタトキハデス

(松岡委員) 二箇ノ物が共ニ不可抗力デ滅失シタトキハ

(栗塚委員) ソレデモ同ジコトデシヨウ四百四十九條ノ二項ニア

リマス

(松岡委員) 意外ノ事デ滅失シタ物ハ目的ガ外レテ義務ノ消滅ト

云フ論理ニナリヤセヌカ

(栗塚委員) ソウスルト何レカ賈ハナケレハナラヌ、過失ノ爲メ

ニ選擇權ヲ失フ様ニナル

(松岡委員) 意外ノ事ハ選擇權ヲ失フ一箇ノ物が無クナツタトキ

民再二ノ二六七

モ選擇權ガナイト云フノガ順デハナイカ、二箇トモ冒濫ガ毀ハシ
タトキハイケナイ

(大尾崎委員) 過失ノアルモノハ選擇セラレテハ叶ハヌ、二箇ト
モ不可抗力ナレハ仕方ガナイ義務モ消滅ダガ、一箇ハ過失一箇ハ
不可抗力ノトキハ過失ノ方デ取ラレル

(栗塚委員) 五十四條ノ末項ト權衡ハ如何デス

(村田委員) 之モ同シコトダ

(清岡委員) 之ハ前ニ大變論ガアツテ、之ハ意外ノ事ノ方ハイケ
ナイ、コウシナイト五十一條ノ末項ニ一箇ノミニ對スト云フコト
ガアル、其時ニ之ハ債權者ニ選擇カ移ルトシテアル、其一箇ト云
フコトヲ削ツテ今ノ意外ノ事ト云フコトモ其レト併セテ削ルト云
フコトニ起案者ニ協議サシ様ト云フコトニナツテ居ル

(南部委員) ソウ云フコトハ書イテナイ

(栗塚委員)	松岡サンノ疑團ハ五十四條デアロウト思ヒマス
(南部委員)	ソレカラ二箇ガ一所ニ無クナツタ、一箇ハ天災ニ因テ無クナツタ場合ニ一箇ヲモ自分ノ過失デ直シタ丈ケノ責メガアルデス
(元尾崎委員)	過失ノ分ヲ取レハ宜シイ
(南部委員)	其レハ同時ニ無クナツタ
(村田委員)	二項ノ「二箇ノ物ハ」ト云フノハ別項ニナツテ居タガ之ハ別項ノ方ガ良カロウ
(南部委員)	成程元トハ別項ダ
(栗塚委員)	同シコトデス
(南部委員)	「又同シ」トアルカラ宜シイ、五十四條ヲ讀マヌト分ラヌ
本條第二項	「意外ノ事」ノ下ヘ「又ハ不可抗力」ノ六字ヲ加フ

民再二ノ二六八

ルコトニ決ス	
第四百五十四條朗讀ス	
第四百五十四條	同上ノ場合ニ於テ二箇ノ物ノ一方債權者ノ過失ニ因リテ滅失シタルトキハ債務者ハ義務ヲ免カル
二箇ノ物カ共ニ債權者ノ過失ニ因リテ同時ニ滅失シタルトキ	ハ選擇ハ債務者ニ移轉シ之ヲシテ一箇ノ物ノ價金ヲ得セシム
二箇ノ物カ一ハ債權者ノ過失ニ因リ一ハ意外ノ事ニ因リテ滅失シタルトキハ債務者ハ義務ヲ免カレ債權者ニ對シテ價金ヲ要求スルコトヲ得ス	
(栗塚委員)	之モ「又ハ不可抗力」ガ入りマス
(渡委員)	此「價金」ハ
(栗塚委員)	「價金」デ宜シイノデス
(松岡委員)	五十三條ノ末項ハ一箇ハ過失一箇ハ天災ナレハ選ヘ

ル

(栗塚委員) 貴君ノ御説ノ様ニ債務者ノ過失ヲ無クナツタ物丈ケ
ヲ取ルト云フコトニナレハ恰度債務者ノ方デハ債權者ノ方デ何ト
カ云ヘルト云フコトヲ與ヘナケレハナラヌデシヨウ

(松岡委員) 債權者ニ權ガ與ヘテアル

(栗塚委員) 五十一條ト五十三條ハ債務者ニ權ノアツタ場合デス、
其レカラ五十一條ノ末項ト五十三條ノ二項ノ物ガト云フ所ト恰度
同シコトデス、其レヲ併セテ見ルト良ク分リマス、債務者ニ權ノ
アル五十一條ト債權者ニ權ノアル所ト對シテ論ジ餘程報告委員デ
モ念ヲ入レテ調ヘタノデス

(榎村委員) 事ガ分ツテ居ルカラ取違ヘナケレハ宜シイノダ

(栗塚委員) 權衡ハ良ク付イテ居ルノデス

(清岡委員) 天災ノ分ガ減失スルト云ヘハ之モ缺ケレハ宜シイ

民再二ノ二六九

(栗塚委員) 若シ其御論ニナルト四條ノ物ガ債權者ノ過失ヲ無ク
ナツタ、一箇ハ天災ヲ無クナツタノテ結局債權者ノ不調法タカラ
償ヒテ呉レロト云ハナケレハナラヌ、一箇ハ天災ヲ無クナツタノ
ハ債務者ノ不調法ハナイ今一箇モ不調法ガナイト云フト、債權者
ガ選擇ノ權ヲ云ヘヌノミナラス何トカ云ヘナケレハナラヌ

(松岡委員) 二箇ノ物ヲ無クシタノハ難レカ、債權者ノ過失ダ、
自分ノ過失デシタコトガアレハ我ハ取ル積リデナイ消ヘタ物ヲ取
ルト云フノダ

(栗塚委員) 其レダカラ義務ヲ免カレテ仕舞フ

(松岡委員) 損ニナル

(栗塚委員) 債權者カ自分デ毀ハシタラ、御前サンソウ云フテモ
若シ債權者ガ私ハ天災ヲ毀ハシタ物ヲ取ルト云フ積リタト云テト、
其レデハ貴君、毀ハシタ物ヲ呉レト云フコトガ云ヘルカ其レハ宜

シイ筈ハナイ、義務者ニ義務ヲ免カレサセタ丈ケテ済ンデ居ル若シ債權者ガ物贖リテ雷デ毀ハシタ物ガ欲シイト云ヘハ御前ノ毀ハシタ物ヲ與レロト債務者ニ云ヘル

(松岡委員) 公平ニ云ヘハ二箇ノ内一箇ヲ選フ權ノアル人ハ過失ニ依テ一箇ヲ滅失シタカラ選擇ガナクナツテ自分ノ過失ニ因テ消滅スルト云ヘハ能ク分ルノダ

(栗塚委員) 併シ物ノ無クナツタノハ孰レガ先キヤラ分ラヌ場合デス、若シ別々ニ滅失スレハ此問題ハ出ナイノテス

(清岡委員) 其レガ分ラヌト云ヘハ天災モ過愆モ分ラヌ

(栗塚委員) 孰レガ御前ノ方ニ付イテ居タカ知レヌガ兎モ角自分カ引渡サヌト云フ不調法デ死ンダカ、ドウダカ分ラヌ

(清岡委員) 意外ノ事ニ依テ滅失シタト云フコトガ分ラナクナル(栗塚委員) 其レハ無茶論テス

民再二ノ二七〇

(南部委員) 四百五十六條ノ終リノ項ヲ御覽ナサイ、「其過失ノ孰レニ存シタルヤヲ知ルヲ得サル場合ニ於テハ」トアル

(清岡委員) 其レハ得サルトキダロウガ、之ハ得タルトキダ

(南部委員) 得サルトキト云フノハ同時ニ滅失シタトキモ付イテ居リマスカラ

(松岡委員) 之ハ惡ルカツタ之ハドウシテ分ラヌト云フコトヲ始終持テ居ラナケレハナラス

(栗塚委員) 再調査デ變更ニナツタ分丈ケテ御議定ニナツテ始メニ議論ノナカツタ處ハ其儘御置キニナル様ニ願ヒマス

(松岡委員) ソウハ行カヌ
本條第三項「意外ノ事」ノ下ヘ「又ハ不可抗力」ノ六字ヲ加フルコトニ決ス

第四百五十五條朗讀

第四百五十五條 前數條ノ規定ニ從ヒ選擇ノ義務カ一箇ノ物ニ歸着シタルトキ又ハ當事者カ其選擇ヲ爲シタルトキハ其義務ノ效力ハ停止條件ノ義務ニ關シ第四百二十九條ニ規定シタル如ク既往ニ遡ホル

(栗塚委員) 「又ハ當事者ガ」ト云フノヲ「其權利ヲ有スル當事者カ選擇ヲ爲シタルトキハ」ト致シマス

(元尾崎委員) 當事者ガ選擇スルノハ權利ガアル者デナケレハ出來ナイカラ、其ンナコトヲ云ハンデ宜シイ

(松岡委員) 無イ方ノ人ガシ様ト云テモ出來様ガナイカラ

(南部委員) 當事者ト云フノハ双方ヲ指シテ云フノダカラ

(元尾崎委員) ソウ定マツタコトハナイ、場合ニ依テ双方ニナルコトモアリ、一方ニナルコトモアル

(渡委員) 入レマシヨウ

民再二ノ二七一

(村田委員) 入レルガ宜シイ

(栗塚委員) ソレカラ「其義務ハ何レノ既往ニ遡リテ效力生ス」トシ度イノテ御座イマス

(渡委員) 其方ガ宜シイ

(南部委員) 文例ハ「其效力生ス」デハナイカ

(栗塚委員) 「其效力生ス」ノ積リデス

(委員長) 「歸着」ト云フノハ「存スル」ト云テハ悪ルイデスカ
「歸着」ト云フト物ガ幾ツモアツテ到底コウナルト云フ様ニナリハセヌカ

(松岡委員) 至ルト云フノハ歸着ニナルト云フコトテ御座イマスカラ宜シウ御座イマシヨウ

(委員長) 宜シウ御座イマシヨウ

(松岡委員) 佛蘭西邊デハ廻ル效ハナイ、選擇ヲシタトキカラ效

ヲ生スル、既往ニ過ル家ト地面ナレハ選擇シテ定メラレルト契約ノ時迄過テ取ラナケレハナラヌ

(村田委員) 未必條件カラ來テ居ル

本條ハ左ノ如ク決ス

前數條ノ規定ニ從ヒ選擇ノ義務カ一箇ノ物ニ歸着トシタルトキ又ハ其權利ヲ有スル當事者カ選擇ヲ爲シタルトキハ其義務ハ停止條件ノ義務ニ關シ第四百二十九條ニ規定シタル如ク既往ニ過リテ效力ヲ生ス

第四百五十六條朗讀

第四百五十六條 債務者カ某ノ物ヲ主トシテ負擔スルモ他ノ物ヲ與ヘテ義務ヲ免カルノ機能ヲ有スルトキハ其義務ハ任意ナリ

右義務ハ任意ニテ負擔スル物ノ辨濟ヲ以テ條件トスル一種ノ

解除條件ニ服スルモノナリ

主トシテ負擔スル物カ意外ノ事又ハ不可抗力ニ因リテ滅失シタルトキ債務者ハ義務ヲ免カル

主トシテ負擔スル物カ債務者ノ過失ニ因リテ滅失シタルトキハ債務者ハ其價金ノ償還及ヒ損害ノ賠償ニ任ス然レトモ債務者ハ任意ニテ負擔スル物ヲ與ヘテ義務ヲ免カルノ機能ヲ有ス二箇ノ物ノ一方債權者ノ過失ニ因リテ滅失シタルトキハ債務者ハ其義務免除ヲ申立テ又ハ殘ル所ノ物ヲ與ヘテ滅失シタル物ノ價金ヲ要求スルコトヲ得

二箇ノ物カ共ニ債權者ノ過失ニ因リテ滅失シタルトキハ債務者ハ義務ヲ免カレ且自己ノ選擇ヲ以テ一箇ノ物ノ價金ヲ要求スルコトヲ得

二箇ノ物カ一ハ意外ノ事ニ因リ一ハ債權者ノ過失ニ因リテ同

時ニ滅失シ其過失カ孰レノ物ノ上ニ存シタルヤチ知り得サル
トキハ債務者ハ義務ヲ免カレ且任意ニテ負擔シタル物ノ價金
ヲ要求スルコトヲ得

(栗塚委員) 一項ノ「某ノ物ヲ」ト云フノチ「一定ノ物ヲ」トヤ
リマシタ

(松岡委員) 他ノ方ガ定マラヌノダナ

(栗塚委員) ソウテス

(村田委員) 一定ノ物デモ宜シイ

(栗塚委員) 二項ハ「右義務ハ」ト云フノハ間違ヒテス「主トシ
テ負擔スル物ヲ與フルノ義務ハ」ト云フノテ御座イマス「任意ニ
テ負擔スル物ノ辨濟ヲ以テ解除スル條件ニ繋ルモノト看做ス」ト
致シマス

(松岡委員) 再調査デモ分ル

(栗塚委員) 併シ右義務ト云フ義務ガ分リマセン

(元尾崎委員) 五項ハ些ト變ダ此條ハ任意ノ解除ノコトデ、之チ
ヤラナケレハ金ヲ幾ラヤルト云フノタ、其レテ二箇ノ物ト云フノ
ハ前ノ選擇ト同シ様ニナル

(栗塚委員) 此惡刺比亞馬チヤル、亞刺比亞馬チヤラヌトキハ米
チ百俵ヤルト云フ主トシテ負擔シタル物ト、任意ニテ負擔スル物
トハ幾ラモ前ニ決シテ居リマス

(元尾崎委員) 任意ニテ負擔スル物カ一ツナラ宜シイカ幾ツモア
ツタトキハトウスル

(栗塚委員) 幾ツアツテモテス

(元尾崎委員) 量定物デハ滅失トハ云ヘヌ

(栗塚委員) 量定物デハイケマセン、特定物ノ話シテス

(松岡委員) 「任意」ト云フ字ハ當ラヌ

(栗塚委員)	「權能」ト云フ字デス「其義務ハ權能的ナリ」デモ宜シイノデス
(松岡委員)	半任意ダ
(栗塚委員)	孰レカーツハヤラナケレハナラヌ、ヤラシク宜シイト云フコトハナイ
(元尾崎委員)	五項ハ四百五十二條ノ一項ト同シコトダ
(南都委員)	五項ハ「價金ヲ要求スルコトヲ得」ト云ハナケレハナラス、前ニ償還ト云フテアルカラ
(栗塚委員)	残ラス「價金」ニスレハ宜シイ、五十二條チ「價金」トシテ五十四條ノ終リノ價金チ價金トナサレハ宜シイノデス
(元尾崎委員)	此儘デ宜シイ
(横村委員)	愈「價金」ト決スレハ報告委員デ直シテ貰ウガ宜シイ

民再二ノ二七四

(松岡委員)	何レテモ宜イトシテ報告委員ニ頼マウ
(栗塚委員)	間違ヒナイ様ニヤリマス
	本條ハ左ノ如ク決ス
	第一項「某ノ」チ「一定ノ」ト改ム
	第二項左ノ如ク改ム
	主トシテ負擔スル物チ與フルノ義務ハ任意ニテ負擔スル物ノ辨濟チ以テ解除スル條件ニ關ルモノト看做ス
	末項「意外ノ事」ノ下ヘ「又ハ不可抗力」ノ六字チ加フ
	第四百五十七條朗讀ス
	第三款 債權者及ヒ債務者ノ單數又ハ複數ノ義務
	第四百五十七條 債權者及ヒ債務者カ各一人ナルトキハ其義務ハ單數ナリ
	債權者又ハ債務者カ初メヨリ數人ナルトキ又ハ當事者カ數人

ノ相續人ヲ遺シテ死亡シタルニ因リ債權者又ハ債務者カ數人ナルトキハ其義務ハ複數ナリ

複數ノ義務ニハ連合ノモノ有リ連帶ノモノ有リ不可分ノモノアリ

(栗塚委員) 此處へ起案者ガ入レテ吳レト云フテ參リマシタノハ「連帶ノモノアリ」ノ下へ「全部ノモノ有リ」ヲ入レマス、先キニ全部義務ト云フテアリマスカラ

(元尾崎委員) 平等トカ云フノタ

(委員長) 「複數」ハ宜シイカ「單數」ハ可笑シイ

(栗塚委員) 文法デ單稱複稱ト云ヒマスカラ

(渡委員) 單一複合ヨリモ宜シイ

(栗塚委員) 一番少ナイ數ハ何カト云フト「ゼロ」デス所謂大極ト無極デス

民再二ノ二七五

本條ハ起案者ニ於テ末項「連帶ノモノ有リ」ノ下へ「全部ノモノ有リ」ヲ加フ

第四百五十八條朗讀

第四百五十八條 連合ノ義務ニ於テハ次款ニ定ムル如ク各債權者又ハ各債務者ハ自己ノ部分外ニ履行ヲ要求シ又ハ訴追ヲ受クルコトヲ得ス

連帶ノ義務ニ於テハ各債權者又ハ各債務者ハ自己ノ名ヲ以テ自己ノ部分ノ爲メニスルト他人ノ名ヲ以テ他人ノ部分ノ爲メニスルト中間ハス全部ニ付キ履行ヲ求メ又ハ訴追ヲ受クルコトヲ得但第四編第一部第二章ニ規定シタル如ク各自カ其實地ノ部分ヲ除エテ受取り又ハ支拂ヒタルトキハ擔保訴權ニ因レル相互ノ求償權ヲ妨ケス

(栗塚委員) 末項ノ但以下ハ削ルヨリモ「但擔保訴權ニ因レル相

但以下削
除建議

互ノ求償權ヲ妨ケスレトスレハ良カロウト思ヒマス、第何篇ト云
フコトハ止メテ抑モ連帶義務者ハ擔保訴權ヲ求償權ガアルゾヨト
云ヘハ送リニナラス良カロウト思ヒマス

(元尾崎委員) ソンナラ原案通りテ宜シイ

(栗塚委員) 原文チ目ノ前ニ御置キニナルト分リマスカ但求償權
チ妨ケスト云フノガ主テ御座イマス、其レハ擔保ニ因レルトアツ
テ跡ハ筆順ニ云フテアルノテ御座イマスカラ之ハ削除建議ノ一部
分ヲ御採用ニナルコトヲ望ミマス

(清岡委員) 少しモ妨ケニナラヌ

(村田委員) 求償權チ妨ケスト云ヒサヘスレハ宜シイ

(松岡委員) ソンナラ第何章ト入レ度イ

(南部委員) 第何項モ入レルカ

(元尾崎委員) 尙ホ宜シイ

民再二ノ二七六

(栗塚委員) 「但擔保訴權ニ因レル相互ノ求償權チ妨ケスレト云
フテ置ケハ宜シイ

(委員長) ソレガ多數カ

(村田委員) 一項ニ「要求又ハ」トアルガ「履行チ求メ又ハ訴追
チ受クルコトヲ得ス」トシタラ良カロウ

(南部委員) 「履行チ求ムルコトヲ得ス又訴追チ受クルコトナシ」
トシタラ良カロウ

(栗塚委員) 其レガ宜シウ御座イマシヨウ、ソウスルト二項モ「
履行チ求ムルコトヲ得又訴追チ受クルコトアリ」トシナケレハナ
リマセン

(元尾崎委員) 良カロウ

本條ハ左ノ如ク決ス

第一項「要求シ又ハ訴追チ受クルコトヲ得ス」トアルチ「求ム

ルコトヲ得ス又訴追ヲ受クルコトナシト改ム

第二項左ノ如ク改ム

連帯ノ義務ニ於テハ各債權者又ハ各債務者ハ自己ノ名ヲ以テ自己ノ部分ノ爲メニスルト他人ノ名ヲ以テ他人ノ部分ノ爲メニスルト中間ハス全部ニ付キ履行ヲ求ムルコトヲ得又訴追ヲ受クルコトアリ擔保訴權ニ因レル相互ノ求償權ヲ妨ケス

第四百五十九條期讀

第四款 性質又ハ履行ノ可分又ハ不可分ノ義務

第四百五十九條 第四百五十七條ニ掲ケタル單數ノ義務ハ債權者ト債務者トノ間ニ在テハ不可分タル如ク之ヲ履行スルコトヲ要ス但第四百二十六條ヲ以テ一分ノ辨濟ヲ許スコトニ付キ裁判所ニ與ヘタル權能ヲ妨ケス

(栗塚委員) 此表題ハ少シ困ツテ居ルノテス性質カラ可分デアル

民再二ノ二七七

義務、履行上分ツ可キ義務、分ツ可カラサル義務ト云フノテ御座イマスカラ

(委員長) 「性質又ハ履行ニ於ケル」トスレハ宜シイ

(栗塚委員) 實ハ「可分又ハ不可分ノ義務」トヤリ度イノテ御座イマスカ、ソウスルト前ニ鈞合ガ惡ルイ、ソナラ「單數複數ノ義務」デ良カロウト云フ論ガ出マシタ

(松岡委員) 四百五十七條ニ掲ケタルト云フト外モ皆之ヲ云フノカ

(栗塚委員) 連合ノ義務ハ何トモ云フテハアリマセン

(南部委員) 之ハ入ラヌ

(栗塚委員) 入ラヌデ御座イマシヨウ四百六十二條ハ複數ノ義務ハトアルカラ

(松岡委員) 削リマシヨウ

(渡委員) 削ロウ、之ハ松岡君ニシテ珍ラシイ名案ダ

(委員長) 削ルガ多數カ

本條ハ「第四百五十七條ニ掲ケタル」ノ文字ヲ削ルコトニ決ス
第四百六十條朗讀ス

第四百六十條 連合ノ義務ニ於テハ債權者ノ各自カ履行ヲ求メ
又ハ債務者ノ各自カ訴追ヲ受ク可キ實地ノ部分ハ契約ニ從ヒ
又ハ事情ニ從ヒテ之ヲ定ム

前項ノ規定ニ從フヲ得サルトキハ其實地ノ部分ハ平分ニテ之
ヲ計算ス但債權ノ利益又ハ債務ノ負擔ニ於テ各自カ其實地ノ
部分ニ復スル相互ノ求債權ヲ妨ケス

(栗塚委員) 之ハ「合意又ハ事情ニ從ヒ」デ良カロウト思フ、又
二項ハ「實地ノ部分」ハ「各自ノ部分」トシテハ如何デス

(松岡委員) 「合意又ハ事情ニ從ヒ」デ良シイ

民再二ノ二七八

本條ハ左ノ如ク決ス

第一項「契約ニ從ヒ」ヲ「合意又ハ事情ニ從ヒ」ト改ム

第二項「實地」ヲ「各自」ト改ム

第四百六十一條朗讀ス

第四百六十一條 債權者又ハ債務者ノ死亡シタル場合ニ於テ單
數又ハ連合ノ義務ハ各相續人カ死亡者ヲ代表スル部分ニ付キ
働方又ハ受方ニテ其各自ノ間ニ可分ナリ

連帶ノ義務モ當事者ノ相續人ノ間ニ於テハ亦可分ナリ

(村田委員) 「連帶ノ義務モ亦」ト云フ方ガ良クハナイカ

(栗塚委員) 其方ガ宜シウ御座イマシヨウ「連帶ノ義務モ亦當事
者ノ相續人ノ間ニ於テハ可分ナリ」

(横村委員) 「於テ可分ナリ」トハ云ハレヌカ

(栗塚委員) 云ハレマセン

本條第二項ハ左ノ如ク改ム

連帶義務モ亦當事者ノ相續人ノ間ニ於テハ可分ナリ

第四百六十二條朗讀

第四百六十二條 複數ノ義務ハ左ノ場合ニ於テ債權者又ハ原債務者及ヒ其相續人ノ間ニ不可分ナリ

第一 負擔スル目的ノ性質ニ因リテ一分ノ履行カ形體上及權利上不能ナルトキ

第二 義務カ性質ニ因リテ可分ナルモ當事者ノ明示又ハ默示ニテ一分ノ履行ヲ許ササルノ意思アルトキ

(栗塚委員) 此條ハ同案ト御比ヘテ願ヒマス再調査ハ第二ノ所ガ變ツテ居リマス一項ノ「原債權者」ト云フノハ「原」ノ字ハ不要テ御座イマス

(委員長) 改正案デ原ノ字ガ通入ツテ居ル

民再二ノ二七九

(栗塚委員) 其原ノ字ハ債權者一人デナイ、相續人チ出シタニ付イテ入レタト云フ、我々ノ方デハ削ツテ呉レ日本語デハ原ノ債權者ノ相續人ト云ハンテモ相續人ト云ヘハ分リマスカラ

(松岡委員) 入ラヌ

(栗塚委員) 第二ハ默示ニテト云フノテ再調査デハ廣イ意味チ含まセタ様デ御座イマス或ハ其期望シタル目的又ハ其他ノ事實ノ狀況ヨリ生スルト云フ丈ケノコトハ默示デハ足ラヌト思ヒマスカラ「明示ノ意思又ハ其期望シタル目途其他事情ヨリ現ハル、意思カ一分ノ履行ヲ許サ、リシトキ」ト致シマス

(委員長) 前ニ目的物ト云フテ後チニ云ハンデ宜シイカ

(栗塚委員) 宜シウ御座イマシヨウ

本條ハ左ノ如ク決ス

第一項「原」ノ字ヲ削ル

第二項左ノ如ク改ム

義務カ性質ニ因リテ可分ナルモ當事者ノ明示ノ意思又ハ其期望シタル用途其他事情ヨリ現ハル、意思カ一分ノ履行ヲ許サ、ルトキ

第四百六十三條朗讀

第四百六十三條 義務ハ其性質ニ因リテ可分ナル^モ左ノ場合ニ於テハ尙當事者ノ意思ニ因リ受方ノミニテ不可分ナリ

第一 債務者ノ一人ノ處分權内ニ在ル特定物ノ引渡ニ關スルトキ

第二 債務者ノ一人カ債務ノ設定名義ニ因リ獨リ履行ニ任シタルトキ

右第一ノ場合ニ於テ數人ノ債權者アルトキハ其一人ノ債務者ハ此數債權者ニ對シテ同時ニ義務ヲ免カル爲メ其數債權者ノ訴訟

民再二ノ二八〇

参加ヲ要求スルコトヲ得

(渡委員) 「免カル、」デハナイカ

(栗塚委員) 「免カル」デ御座イマス

(北島委員) モウ一ツ「ル」ノ字ヲ入レ様

(南部委員) 「免カル、」ダ

(栗塚委員) 「ル」ノ字ヲ入レマシヨウ

本條末項「免カル」ヲ「免カルル」ト改ム

第四百六十四條朗讀

第四百六十四條 不可分ハ第四編第一部第三章ニ規定シタル如ク性質ニ因リテ可分ナル債務ノ履行ノ抵保ノ爲メ連帶ニ併合シ又ハ合併セスシテ之ヲ要約スルコトヲ得

(栗塚委員) 「不可分ハ性質ニ因リテ可分ナル債務ノ履行ノ擔保ノ爲メ」ト致シマス

削除建議
第一千八十
七條參觀

(渡委員) ソレテ宜カロウ

(委員長) 削ル方ガ多数カ

本條第一項ハ左ノ如ク改ム

不可分ハ性質ニ因リテ可分ナル債務ノ履行ノ擔保ノ爲メ連帶ニ併合シ又ハ併合セスシテ之ヲ要約スルコトヲ得

第四百六十五條朗讀

第四百六十五條 債權者ハ一人ニテ不可分債務ノ履行ヲ得タルトキハ他ノ債權者ノ權利ノ限度ニ應シテ之ニ其利益ヲ分與スルコトヲ要ス

又債務者ハ一人ニテ義務ヲ履行シタルトキハ義務ノ原因ニ從ヒ又ハ從來相互ノ關係ニ從ヒテ他ノ債務者ノ分擔ス可キ部分ニ付キ之ニ對シ擔保ノ求償權ヲ有ス

本條ハ原案ニ決ス

民再二ノ二八一

第四百六十六條朗讀

第四百六十六條 債權者ノ一人ハ要約シタル如ク辨濟ヲ受クルニ非サレハ他ノ債權者ノ權利ヲ減少シ又ハ消滅セシムルコトヲ得ス

債權者ノ一人カ總債務者若クハ其一人ノ義務解脱ヲ主旨トスル更改、免除其他ノ契約ヲ爲シタルカ又ハ其一人ノ債權者ニ對シ適法ナル相殺ノ原因ノ存スルモ他ノ債權者ハ尙ホ債務ノ全部ノ履行ヲ請求スルコトヲ得然レトモ他ノ債權者ハ右一人ノ債權者カ其權利ヲ失ハサリシナラハ第五百二十三條第四項、第五百三十七條第二項、第五百四十三條第三項第四項ノ規定ニ從ヒ其一人ノ債權者ニ分與ス可キ利益ニ付訴追ヲ受ケタル債務者ニ對シテ計算ヲ爲ス

(栗塚委員) 「爲シタルカ」ハ「爲シタルモ」ノ間違ヒダロウト

思思ヒマス

(元尾崎委員) 之ハ可分不可分ノ關係ハナイカ、五百二十三條ハ
ドンナコトヲ云フカ

(栗塚委員) 更改免除其他ノ合意ト云フコトデ御座イマス

(松岡委員) 割戻シダ

(栗塚委員) 「解脱」ト云フ字ハ面白クアリマセンガ義務ヲ解イ

テヤルト云フ字デ御座イマスカラ宜シウ御座イマシヨウ

(元尾崎委員) 解脱ト讀メハ可笑シイコトハナイ

(委員長) 解脱ハ何ト云フ字ダ

(栗塚委員) 「リベレー」ト云フ字デ自由ニナルト云フ字テ御座
イマス

本條第二項「爲シタルカ」ヲ「爲シタルモ」ト改ム

第四百六十七條朗讀

民再二ノ二八二

第四百六十七條 債權者ノ一人ノ爲シタル付遅滞其他ノ保存ノ
行爲ハ他ノ債權者ヲ利ス

又債權者ノ一人ノ利益ノ爲メニ時效ヲ停止スル適法ノ原因ア
ルトキハ亦他ノ債權者ノ利益ノ爲メ之ヲ停止ス

(栗塚委員) 「又」ト云フ字ガニツアリマスカラ後チニ「原因ア
ルトキハ又」ト云フ「又」ノ字ヲ削リマス

本條ハ「亦」ノ一字ヲ削ル

第四百六十八條朗讀

第四百六十八條 債務者ノ一人ハ他ノ債務者ノ負擔ヲ加重スル
コトヲ得ス又債務者ノ一人ノ付遅滞ハ之ヲ以テ他ノ債務者ニ
對抗スルコトヲ得ス

然レトモ債務ノ認定及ヒ其他債務者ノ一人ニ對抗スルコトヲ
得ヘキ時效ノ中断又ハ停止ノ原因ハ之ヲ以テ他ノ債務者ニ對

抗スルコトヲ得

(栗塚委員) 「認定」ハ「追認」ノ間違ヒテ御座イマス

(松岡委員) 「之ヲ以テ」ハ「之ヲ」デハイケナイカ

(栗塚委員) 併シ之ハ起リハ貴君カラテシヨウ

本條「認定」ヲ「追認」ト改ム

第四百六十九條朗讀

第四百六十九條 債務者ノ一人ノ過失ニ因リテ不可分ノ義務ヲ

履行スルコトヲ得サルトキハ損害賠償又ハ過怠約款ハ過失者

ノミ之ヲ負擔ス可分義務ノ全部ノ履行ヲ保スル爲メ過怠款ヲ

設ケタルトキト雖トモ亦同シ

(栗塚委員) 縱令可分義務バカリデモ不調法ノモノ一人デ義務ヲ

負フゾヨ

(元尾崎委員) 自分ノスヘキ部分丈ケ怠レハ其レデ良サソウナモ

民再二ノ二八三

ノダ

(南部委員) ソレダカラ過失者ノミ之ヲ負擔スダ

本條ハ原案ニ決ス

第四百七十條朗讀ス

第四百七十條 第四百六十二條ノ場合ニ於テ不可分義務ノ履行

ノ爲メ訴ヘラレタル債務者ハ若シ已レト共ニ言渡ヲ受ケシム

可キトキハ之ヲ受ケシムルコトニ付キ他ノ債務者ヲ訴訟ニ參

加セシムル爲メ及ヒ之ニ對スル自己ノ求償ヲ裁決セシムル爲

メ期間ヲ請求スルコトヲ得

(栗塚委員) 「訴ヘラレタル」ハ「訴ヲ受ケタ」デ良カロウト思

ヒマス

(南部委員) 前ニ「訴追ヲ受ケタル」ト云フ文例ニナツテ居リマ

ス

(委員長)	「訴訟ニ参加スル」デ良イデスカ
(栗塚委員)	宜シイト思ヒマス
(松岡委員)	「告知参加」ダ
(渡委員)	「シフジエール」ト云フ字ヲ削ツタノテスカ
(栗塚委員)	左様テス
(元尾崎委員)	「四百六十二條ノ場合ニ於テ」ト云フノモ入ラナイノダ、之ハ間違ヒテ遁入ツタノダロウ
(村田委員)	前ノハ案ノ先キニ在ツタケレトモ今度ハ離レテ居ルカラ置クガ宜シイ
(松岡委員)	無クテ宜シイ
(清岡委員)	削ル々々
(栗塚委員)	御削リニナツテモ差支アリマセン
(委員長)	外ニハアルマイネ

(栗塚委員)	アリマセン
(委員長)	其レテハ削ロウ
	本條「第四百六十二條ノ場合ニ於テ」ヲ削リ「訴ヘラレタル」ヲ「訴ヲ受ケタル」ト改ム
	第四百七十一條朗讀
	第三章 義務ノ消滅
	第四百七十一條 義務ハ左ノ條件ニ因リテ消滅ス
第一	辨済
第二	更改
第三	免除
第四	相殺
第五	混同
第六	履行ノ不能

第七 銷除

第八 廢絶及ヒ解除

債務者カ免責ト稱スル時効ヲ申立ツルコトヲ得ルノ條件ハ第五編第二部ニ之ヲ規定ス

民法第十九回改正 十月十一日配付

第四百七十一條末項左ノ如ク改ム

其他義務ハ免責ト稱スル時効ノ條件カ第五編第二部ニ從ヒ具備スルトキハ消滅シタルモノト看做ス

(栗塚委員) 末項ハ起案者ニ問フテヤツテ御座イマス初ノニハ「第九免責時効」トアツタノテ御座イマスが起案者ハ時効ト云フモノハ證據ダト云フテハナイカ然ラハ「免責ノ時効」ト云フコトハ出來マイト云フテヤリマシタ處ガ其方ガ理窟ガアリマス矢張り之モ時効ヲ申立レハ義務カ消滅スルカラ何トカ云フテ置カヌトイケ

民再二ノ二八五

ナイカラ云フテ置タト云フノテ御座イマシタカ、此意味デハ送りニ過キマセンカラ「第九時効ニ因ル免責ノ推定」ト改メテ呉レヌカソウシテ置カナケレハ箇様ナ文デハ送りトシテ別ラレテ仕舞フト云フテヤリマシタ

(松岡委員) 免責時効デ置ケレハ宜シイノタ

(元尾崎委員) 一体無クモ宜シイ

(南部委員) 兎ニ角質問中ダカラ

(松岡委員) 最初ヨリ生シナイモノト推測スルノテハナイカ

(栗塚委員) ソウテス

(松岡委員) 世間ガ盲目デ免責時効ト稱スルガ我ハソウハ云ハヌト云フノタ

本條末項ハ起案者質問中ニ付未定

第四百七十二條朗讀

第一節 辨済

第四百七十二條 辨済ハ義務ノ本旨ニ從フノ履行ナリ

第二項及
第三項
ハ削除建
議

數箇ノ債務アリテ只一箇ノ辨済ヲ爲ストキハ第二款ニ從ヒ債
務ノ一箇又ハ數箇ニ付キ辨済ノ充當ヲ爲ス

債務者カ辨済ヲ受クルコト能ハス又ハ欲セサルトキハ債務者
ハ第三款ニ記載シタル如ク實物提供及ヒ供託ノ方法ヲ以テ自
ラ義務ヲ免カルコトヲ得

債務者カ債權者ニ對シテ自己ノ財産ヲ委棄スルコトヲ得ル場
合ハ民事訴訟法ヲ以テ之ヲ規定ス

(果敢委員) 之ニハ餘程説ガ御座イマスニ項三項ノ削除建議ガア
リマス一項デ大變削テアリマス「第一款及ヒ第四款ニ記シタル區
別ニ從ヒ單純ナルコト又ハ代位ヲ以テスルコトヲ得」ト云フノチ
削リマシタ、次キニ第二款第三款ト云フコトガアルカラ削ラナケ

民再二ノ二八六

レハナラヌ様ニナツタロウト思ヒマスカラ元トノ儘ニシタ方ガ良
カロウト思ヒマスソレカラ文字ノ種カナラヌ所カアルカラ直シマ
シタ「如ク」ト云フト送りノ様ニ思フガ是レハ再調査ノ誤リト思
ヒマス、之ハ定義デ「辨済ハ單純ナルモアリ代位ヲ以テスルモア
リ」ト云フコトヲ云ハナケレハナリマセン、其レチ云ハズニ「辨
済即チ義務ノ方式及ヒ實旨ニ從フ」デハ分ラヌト思ヒマス、第一
項ヲ復舊スル「單純ナルアリ代位アリ」トスル其レチ云フト二項
モ三項モ云フテ宜シイノテ御座イマス、二項三項ハ順序デ一箇又
ハ數箇ニ付テ辨済ノ充當ヲスルニハ二款ニ云フテ居ルカ之ハ第二
款ニ從フト云フコトハ無クテモ良カロウト思ヒマス、之ハ辨済ノ
總則トカ原則トカ云フモノヲ掲ケルト同シテ御座イマスカラ置ク
方ガ宜シイト思ヒマス之ハ初ノニ「辨済即チ義務ノ本旨ニ從フノ
履行ハ下ノ第一款及ヒ第四款ニ記シタル區別ニ從ヒ單純ナルコト

アリ又代位スルコトアリ」ト致シマス

(清岡委員) 之ハ入レヌ方ガ宜シイ

(栗塚委員) 總テ契約デモ契約ニハ何々ノ種類アリ、アリトアリ
マスカラ

(清岡委員) 單純代位ト云フコトハ下デ分ツテ居ルカラ此處テ集
メテ購得チスル様ナコトヲ云ハストモ宜シイ

(三島委員) 「本旨ニ從フ履行ナリ」トシテ「其辨濟ハ單純ナル
アリ代位スルコトアリ」トスレハ宜シウ御座イマシヨウ

(清岡委員) ソウスレハ宜シイ

(栗塚委員) 一項チ「辨濟ハ義務ノ本旨ニ從フノ履行ナリ」トシ
テ別項ニ「辨濟ハ單純ナルアリ代位ナルアリ」トシテ「第二款ニ
從ヒ」チ削ルカ削ラヌカテス

(南部委員) 其レハ削ルガ宜シイ

(栗塚委員) 「辨濟ノ充當ヲ爲スコトヲ得」デ御座イマス

(元尾崎委員) 之ハ第一款第二款ト書イタ理由ガ分ラヌ、此通り
ナラハ全ク削ルガ宜シイ

(元尾崎委員) 其レデハ辨濟ハ下ノ第一款及ヒ第四款ニ記載シタ
ル區別ニ從ヒ單純ナルアリ代位ナルアリ」ト致シマシヨウ

(渡委員) 其レガ良カロウ

(村田委員) 之ハ「委棄」カ

(栗塚委員) 之ハ財産デ御座イマスカラ委棄デ御座イマス

(元尾崎委員) 訴訟法デハ「委棄」ト云ハスト云フテ居ル

(栗塚委員) 訴訟法ト違ツテ居リマス權利拋棄ハ「拋棄」ト致シ
マシタカ之ハ拋棄デアアリマセン財産委棄ト云フ訴訟手續キガ訴
訟法ニナケレハナリマセン

(元尾崎委員) 訴訟法デハ其レチ拋棄トスルト云フ

(松岡委員) 訴訟法デハ其レヲ知ラヌノダ

(栗塚委員) 此處ハ始マリダカラ申シマスガ三項ハ「債權者カ辨
濟ヲ受クルコト能ハス」ト致シマス此受クルト云フノハ何時モ訴
チ受クルトカ、損害ヲ受クルト云フノトハ違ヒマス、之ハ受取ル
ト云フコトヲ御座イマスカラ「受取ル」ト云フト都合ガ宜シウ御
座イマス、七十六條デ「受クル」ト云フ字ト「受取ル」ト云フ字
ト二ツ使ハナケレハナリマセン、辨濟ナレハ受取ルト云ヒ損害ナ
レハ受ケルトスレハ宜シイ

(元尾崎委員) 良カロウ

(南部委員) 實物提供ハ四百九十五條ト云フコトニナリマスカ

(栗塚委員) 實地ト云フ字デ御座イマス、物ヲ持テ行カナケレハ
イカヌト云フ字デス

(南部委員) 二、三ハ實物提供カネ

民再二ノ二八八

(栗塚委員) 皆實物提供デス、只提供ト云テモ實物提供ト云ハナ
ケレハナリマセン

(南部委員) ソウスルト第一ニ實物提供ト書クノハ良クナイ

(栗塚委員) 第一ハ實物提供デス、第二第三モ皆ソウテス

(南部委員) 第一バカリニ云フノハ悪ルイノタ

(栗塚委員) ソウテス

(松岡委員) 實物ヲ提供、供托スルト云フノダ

(南部委員) 實物ハ供托ト云フコトハナイ

本條ハ左ノ如ク決ス

第一項ノ次キヘ左ノ一項ヲ設ク

辨濟ハ下ノ第一款及ヒ第四款ニ記載シタル區別ニ從ヒ單純ナル
アリ代位ナルアリ

第三項「受クル」トアルチ「受取ル」ト改ム

第四百七十三條明讀

第一款 單一ノ辨濟

第四百七十三條 辨濟ハ債務者ノ外尙ホ保證人又ハ抵當財産ヲ所持スル第三者ノ如キ附隨ノ義務者ヨリ有效ニ之ヲ爲スコトヲ得

又辨濟ハ利害ノ關係ナキ第三者ヨリ或ハ債務者ノ名ヲ以テ或ハ自己ノ名ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

(栗塚委員) 「單一」ハ「單純」ト致シマス第一項ノ前ノハ抜カシテアリマス共同債務者ノ一人ヨリ有效ニ之ヲ爲スノ外ト云フ字ヲ入レ度イノテ御座イマス、債務者ガ一人ニモセヨ共同債務者モナケレハナリマセン

(松岡委員) 關係ノナイ債務者カラモ出來ルダロウ

(南都委員) 本當ノ債務者ガ共同債務者ト保證人ト保證人デナク

民再二ノ二八九

抵當財産ヲ差出シテ居ル第三者カラ辨濟ヲスルコトガ出來ルト云フノダロウ

(栗塚委員) 主タル義務者ト附隨ノ義務者ト利害ノ關係ノナイ人ト三人アル、主タル義務者ノ中ニ一人ノ債務者ガアツテ自分ヲ拂ヘハ申ス迄モナイ、併シ大勢ノ債務者ガアツテ其中ノ一人カ拂ツタトキハ矢張り單純ノ債務者ゾヨト云フノテ「辨濟ハ債務者又ハ共同債務者ノ一人ヨリ有效ニ」トアリマス

(清岡委員) 「債務者ノ外」デ澤山ダロウト思フ

(松岡委員) 一人ガシ様ガ、二人ガシ様ガカ

(元尾崎委員) 同シコトダ

(栗塚委員) 單獨ナル債務者又ハ共同債務者中一人ト爲シ其第一ニ拂フコトノ出來ル人ハ單獨ナル債務者若クハ共同債務者中ノ一人トアリマス

(松岡委員)	第一ハ債務者第二ハ保證人第三ハ關係ノナキ人ト云 フノタカラ債務者ト云ヘハ單獨ナル共同者ハ這入ツテ居ル
(南部委員)	ソウスレハ債務者モ入ラヌコトダ債務者ガ返ヘスト 云フコトハ無論分ツテ居ルカラ
(元尾崎委員)	詰リ誰レテモ出來ルト云フノダ
(南部委員)	トウ云フ譯デ割ツタカ分ラヌ
(栗塚委員)	共同債務者ト云フト債務者ガ皆這入ラナケレハナラ ヌ様ニナリマス債務者一人ノトキハ一人デ拂フ連帶ノトキハ三人 デ拂ハナケレハナラヌ、不可分ノ相續人三人デ義務ヲ負フタトキ ハ三人デ拂フ債務者ガ五人居ルト其五人ガ拂ハナケレハ單純ノモ ノトハ云ヘヌ
(元尾崎委員)	ソウ云フ裏ハ出ナイ
(松岡委員)	強テナケレハナラヌト云フト「債務ノ連帶若クハ不

民再二ノ二九〇

可分ナルトキハ	ト云ハナケレハナラヌ
(栗塚委員)	連合ノトキハ
(南部委員)	連合ノトキハ上ノ債務者ニ這入ル
(清岡委員)	佛蘭西ニハ「共同債務者」ト云フノハナイ
(南部委員)	前條ニ在リマス
(委員長)	三人デ一人ト看做シテアル者ハ一人デヤツテ宜シイト 云フコトハ連帶義務デ相手ハアルガ一人デヤツテ三人前出來ルト 云フコトガ此處ニアル以上ハ掲ケタ方ガ宜シイ
(元尾崎委員)	有ツテモ良カロウ
(委員長)	「一体ハ「債務者又ハ其他ノ者ヨリ」トシテモ宜シイノ ダ
(清岡委員)	ソウスルト債務者ト云フト何時デモ「共同債務者」 ト云ハナケレハナラヌ

(元尾崎委員) 入レテ宜シイトキハ入レテモ宜シイ

(栗塚委員) 「又ハ共同債務者ノ一人ヨリ有效ニ之ヲ爲スノ外」

ト入レマス

第一款表題ノ「單一」ヲ「單純」ト改ム

第一項債務者ノ下ヘ「又ハ共同債務者ノ一人ヨリ之ヲ有效ニ

爲ス」ノ數字ヲ加フ

午後零時十五分休憩

午後第一時開議

第四百七十四條朗讀

第四百七十四條 利害ノ關係ヲ有スルト否トチ問ハス第三者ノ
爲シタル辨濟ノ有效ナル爲メニハ債權者ノ承諾ヲ必要トセス
但作爲ノ義務ニ關シ債權者カ特ニ債務者ノ一身ニ着眼シタル

トキハ此限ニ在ラス

右同一ノ場合ニ於テハ債務者ノ承諾モ亦之ヲ必要トセス但利
害ノ關係ヲ有セサル第三者ノ辨濟ニ付テハ債務者及ヒ債權者
ノ承諾ナキトキハ其辨濟ハ成立セス

(栗塚委員) 「又ハ債權者」ノ「又ハ」ハ「及ヒ」ノ誤リデ御座
イマス

(村田委員) 元トモ「又ハ」トアル

(南部委員) 「又ハ」デハ聞ヘヌ

(元尾崎委員) 初メニ第三者ノ爲シタル辨濟債權者ノ承諾ヲ必要
トセヌト云フノダガ二項ハ辨濟ニ付テハ債務者又ハ債權者ノ承諾
ナキトキハ其辨濟ハ成立セヌト云フノハ

(栗塚委員) 債務者モ嫌忌ダト云ヒ債權者モ嫌忌ダト云フ

(元尾崎委員) 初メニ承諾ハナクモ良イト云フ

(栗塚委員) 債權者丈ケナレハ承諾ハナクモ宜シイ兩方トモ知ラズニ書イタノハイカヌ

(北島委員) 作為ノ義務ニ關シト云フノハ

(栗塚委員) 繪ヲ書クトカ何トカ云フトキデス

(松岡委員) 元トノハ第三者ガ辨濟シ様ト云テモ御願申サヌ私カ

勝手ニ拂フト云ヘルト云フ、是非承諾シナケレハナラヌト云フ今

度ハソウ云フコトハ少シモナイ様ニナル

(元尾崎委員) 原案ノ方ガ宜シイ

(南部委員) 原案ノ方ガ宜シイ

(栗塚委員) 又債務者ノ承諾モ必要トセヌト云フノデス

(松岡委員) 原文デハ債務者カ第三者ガ知ラヌコトチ是非承諾シ

ナケレハナラヌト云フ必要ハナシト云フノタ

(元尾崎委員) 右同一ノ場合ニ於テト云フノハ云ヒ過キル

民再二ノ二九二

(栗塚委員) 「右同一ノ場合ニ於テ」ハ削ツテモ宜シイ、原文ハ利害ノ關係ヲ有セサル第三者ノ辨濟ニハ債務者ノ承諾チ尙ホ必要トセスト云フノテス

(元尾崎委員) 原案通りニシタ方ガ宜シイ

(清岡委員) 「債務者ハ第三者ノ爲シタル辨濟チ承諾スルコトチ必要トセス」ト云フノハ譯ガ悪ルイ

(栗塚委員) 利害ノ關係ナキ第三者ト云フノハ但ニモ本文ニモアリマスガ、之ニモ原案ニモナイ

(南部委員) 利害ノ關係ヲ有セサル第三者辨濟ニ付テハ債務者ノ承諾チ必要トセス

(清岡委員) ソウスルト利害ノ關係アル者ハ承諾チ必要トスルカ

(栗塚委員) ソレデ前ニ但利害ノ關係ナキトキト雖モ亦同シト云フノタ

(松岡委員) 同一ノ場合ニ於テハト云フト利害ノ有スルト否トチ
問ハスト云フ兩方チ受ケタノタ

(南部委員) 「右同一」ハアツテモ宜シイ

(元尾崎委員) 「同一」ト云フコトニ妙ナコトガ籠ツテ居ル、時
ニ債務者ノ一身ニ着目シタルト云フ様ナコトモアルカラ

本條末項「又ハ」チ「及ヒ」ト改ム

第四百七十五條朗讀

第四百七十五條 代理ノ委任チ受ケスシテ辨濟チ爲シタルトキ

ハ第三者ハ辨濟ノ爲ノ債務者ニ得セシメタル利益ノ限度ニ應
シ之ニ對シテ求償權チ有ス但法律又ハ契約ニ依リテ債權者ノ
權利ニ代位スル場合チ妨ケス

(栗塚委員) 「辨濟チ爲シタルトキハ」トアル「トキハ」ハ入ラ
ヌ様デス

民再二ノ二九三

(三島委員) 元トハ辨濟チ爲シタル第三者トアリマスカラ間違ヒ
デ御座イマシヨウ

本條「爲シタルトキハ」ノ「トキハ」チ削ルコトニ決ス

第四百七十六條朗讀

第四百七十六條 義務カ定量物ノ所有權ノ移轉チ目的トスルト
キハ其物ノ所有者ニシテ且之チ讓渡スノ能力アル者ニ非サレ
ハ引渡其他ノ方法チ以テ辨濟チ爲スコトチ得ス

他人ノ物チ引渡シタルトキハ當事者各自ニ其辨濟ノ無効チ主
張スルコトチ得

讓渡スノ能力ナキ所有者カ物チ引渡シタルトキハ其所有者ノ
ミ辨濟ノ無効チ請求スルコトチ得

右孰レノ場合ニ於テモ債務者ハ更ニ有效ナル辨濟チ爲スニ非
サレハ引渡シタル物チ取戻スコトチ得ス

債權者カ辨済トシテ受ケタル動産物ヲ善意ニテ消耗シ又ハ讓渡シタルトキハ債務者ハ其取戻ヲ爲スコトヲ得ス

又債權者ハ他人ノ物ヲ以テセル辨済ヲ認諾スルコトヲ得但眞ノ所有者ヨリ回復ヲ訴ヘタルトキハ債務者ニ對スル擔保ノ訴權ヲ妨ケス

(栗塚委員) 第五項ノ「受ケタル」ハ「受取タル」トナリマス

(清岡委員) 一項ハ「引渡又ハ」ト云ハンデモ宜シイカ

(栗塚委員) 引渡モ一ツノ方法デス

本條第五項「受ケタル」ハ「受取タル」ト改ム

第四百七十七條朗讀

第四百七十七條 辨済ハ債權者又ハ其代人ニ之ヲ爲スコトヲ要ス辨済ヲ受タルノ分限ヲ有セサル者ニ爲シタル辨済ト雖モ債權者カ之ヲ認諾シ又ハ之ニ因リテ利得シタルトキハ有效ナリ

民再二ノ二九四

(栗塚委員) 之モ「受取り」トナリマス、後チノ「辨済チ」ト云フコトハ入ラヌト思ヒマス「受取りノ分限ヲ有セサル者ニ爲シタル」デ良カロウト思ヒマス

(松岡委員) 子供ニ持タセテヤツテモ親父ガ其酒ヲ飲ンテ居ルト云フノテハイケナイ

(栗塚委員) ソウテス

本條ハ「辨済チ」ノ三字ヲ削リ「受タル」チ「受取り」ト改ム
第四百七十八條朗讀

第四百七十八條 眞ノ債權者ニ非サルモ債權ヲ占有セル者ニ爲シタル辨済ハ債務者ノ善意ニ出テタルトキハ有效ナリ

表見ナル相續人、表見ナル包括承継人、記名債權ノ表見ナル讓受人及ヒ無記名證券ノ占有者ハ之ヲ債權ノ占有者ト看做ス

(栗塚委員) コウ云フ人ニ拂ツタナラ宜シイ